真庭市障がい福祉に関する実施計画

（第６期真庭市障がい福祉計画
・第２期真庭市障がい児福祉計画）

真庭市キャラクター「まにぞう」

令和３（２０２１）年３月

岡山県　真庭市

目　次

第１章　計画の概要……1
第１節　計画策定の趣旨……1
第２節　計画の位置付けと計画期間……2
第３節　策定体制……6
第２章　真庭市の状況……7
第１節　人口に関する状況……7
第２節　障害者手帳所持者の状況……8
第３節　難病の人の状況……18
第４節　療育・教育の状況……19
第５節　雇用・就労の状況……21
第６節　団体ヒアリング調査からみられる現状……23
第３章　障がい福祉に関する実施計画の推進……26
第１節　前期計画の数値目標との比較……26
第２節　計画の基本理念……33
第３節　重点的な取組……33
第４節　計画の体系……34
第５節　本計画における数値目標……35
第６節　障がい福祉サービスの見込値……43
第７節　地域生活支援事業の見込値……47
第８節　児童福祉法に基づくサービスの見込値……52
第９節　サービス提供体制に関する考え方……53
第４章　計画の推進と評価……55
第１節　計画の点検・管理体制……55
第２節　協働による計画の推進……56
第５章　資料編……57
制度改正の動向……57
用語解説……61

用語解説について
計画書本文内で、右上に※印のついている用語については、P61 の「用語解説」で説明

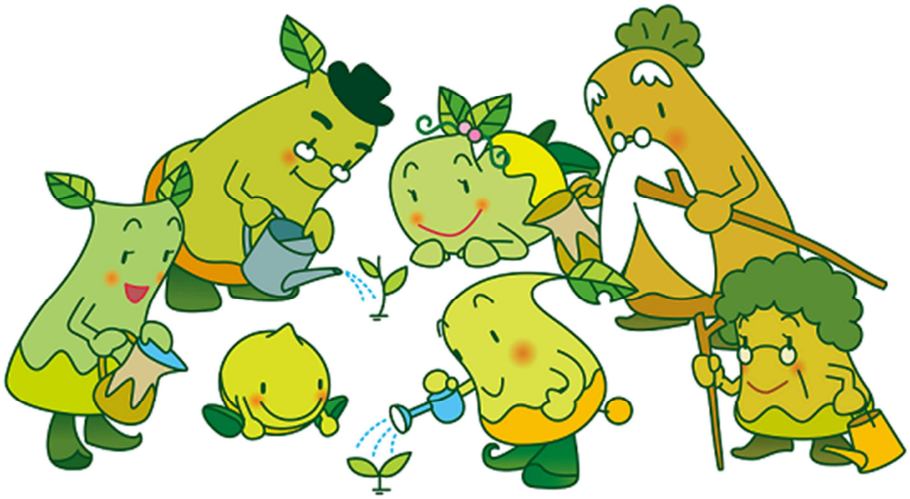

※「障害」を「障がい」と表記することについて

　本計画書では、障がいのある人や支援者の思いを大切にし、市民の障がいのある人に対する理解を深めていただくため、法令の名称や固有名称を除き、「害」の漢字を用いないで、ひらがなで表記しました。

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の趣旨

これまで本市では、

- 障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ通常の社会である、という「ノーマライゼーション」の理念と、
- すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなぐことができるよう、社会の構成員として包み支え合う、という「ソーシャルインクルージョン」の理念

という２つの理念の下、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきました。

こうした理念の下で、障がいのある人が、住み慣れた地域で働きながら、安心して日常生活を送るためには、本計画に盛り込んでいる公的な障がい福祉サービスの充実や質の向上が重要であることは言うまでもありませんが、公的なサービスだけでなく、地域の「互助」による支え合いの仕組みづくりとの両輪がそれぞれ確立しつつも、相互に連携できる体制を確立することが必要です。

一方で、本市において、関係機関によるネットワークや相談体制、障がいへの理解促進が十分に進んでいる、とは言い切れないのが現状です。こうした「土台」がなければ、地域の「互助」による支え合いの仕組みづくりはうまくいきません。

このため、本計画は、公的な障がい福祉サービスの充実や質の向上に関する項目を定めるとともに、近い将来、地域による支え合いの仕組み作りに取り組めるよう、令和３年～令和５年までの計画期間にその「土台」を整備する計画として位置付け、障がいへの理解促進に向けた着実な取組、ネットワークや相談体制の整備を行うための事項を中心に策定することとしました。

第２節　計画の位置付けと計画期間

（１）法的な位置付け

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に、平成 25 年４月１日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。また、障がいのある子どもに対する支援については、「児童福祉法」に定められています。

本市では、これまで、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき、

・障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な数値目標や必要な見込量を定める「市町村障がい福祉計画」と、
・障害児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める「市町村障がい児福祉計画」を、

一体のものとして策定してきました。本計画も、上記の２つの計画を一体のものとして策定することとします。

本計画の上位計画に当たる第３次真庭市障がい者計画については、計画期間が平成 30 年～令和５年までの６年間となっており、今回は改訂を行いませんが、本計画は、第３次真庭市障がい者計画の理念や掲げる施策を維持し整合性を確保しつつ、真庭市が目指す共生社会※の実現など、新たな視点に対応ます。

なお、本計画の名称については、本計画が障がい福祉サービス等の実行計画であることを明確にしつつ、法定計画であることが分かるように、「真庭市障がい福祉に関する実施計画（第６期真庭市障がい福祉計画・第２期真庭市障がい児福祉計画）」とします。

本市では国の基本指針を踏まえ、県の「岡山県障害福祉計画・障害児福祉計画」と整合性を図りながら策定しています。

（２）関連計画との位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第２次真庭市総合計画」の健康福祉分野に係る施策として掲げられている「ライフスタイルを実現する可能性の進化」の取組との整合を図りながら策定しています。SDGs※の誰一人取り残さない共生社会の実現に向けて、障が

いのある人もない人も相互に尊重し共に生きる地域を実現するため取り組むべき推進方策等を定めます。

また、計画策定にあたっては各福祉計画を横断した取組の方向を定めた地域福祉計画を上位計画とし、児童福祉・高齢者福祉等の福祉関連計画との整合を図りながら、各分野との連携・協働※のもと総合的に推進するものとします。

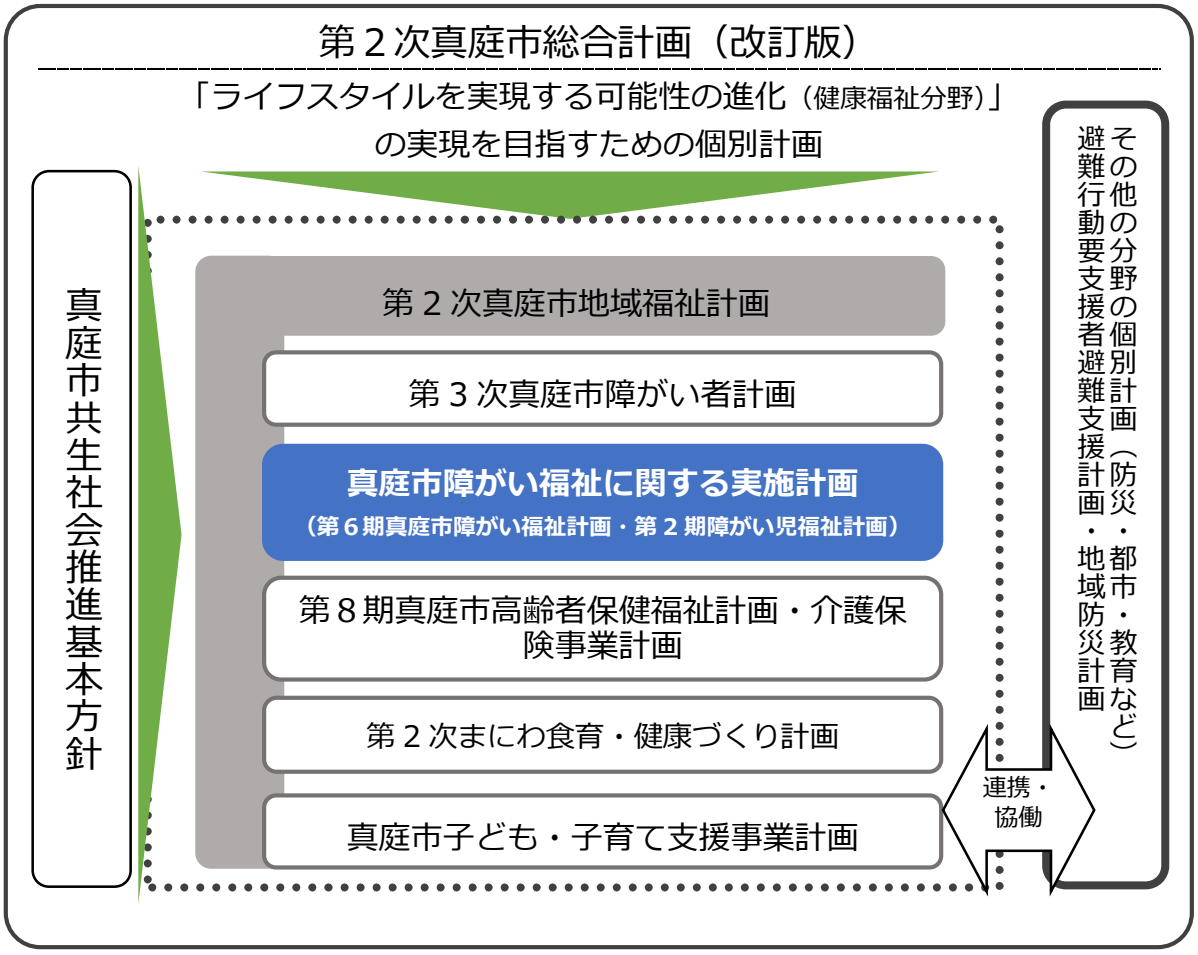

さらに、真庭市では、第２次真庭市総合計画（改訂版）にも明記した「共生の理念」を踏まえ、安全で多彩な真庭でそれぞれが自分の人生を創り、自信を持って生きる「真庭ライフスタイル」の実現を目指していくために、福祉分野で先行されてきた「共に生きる地域づくりの考え方」を、「すべての人が自分らしく生きることができる『共生社会』づくり」として捉え直し、各部局が「共生社会」について共通認識を持ち、様々な分野における関連諸計画との整合性を保ちながら、「分野にとらわれない、共に生きる社会」を計画的に推進するための最上位方針として、「真庭市共生社会推進基本方針」を策定しています。

この基本方針では、共生社会を「人生のあらゆる場面で自らが選ぶ自由を保障し、その決定を尊重できる社会」と定義した上で、共生社会の視点を取り入れて実現される社会像は、以下の４つが体現された社会であるとしています。

①市民が、その個性や多様性を相互に尊重し、自分らしくいられること
②市民が、お互いを認め合い、支え合い、助け合うことで、安心して生活できること
③市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること
④市民が、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「ひと」「もの」「かね」そして「おもい」を循環させ、相互に支える仕組みができあがること

そして、共生社会の構築のため、以下の４つの観点から、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

①人の心：尊重する（人権や個性を尊重し、共に学ぶ）
②人の行動：助け合う（つながりを持ち続け、支え合い、支援する）
③社会の制度：誰ひとり取り残さない（支える人支えられる人が固定されず、だれもが社会参画する）
④社会基盤：ユニバーサルデザインの推進（社会的サービスを誰もが受けられるように、必要なインフラを整える）

「真庭市障がい福祉に関する実施計画」は、障がいのある人が、住み慣れた地域で働きながら、安心して日常生活を送ることができるよう、公的な障がい福祉サービスの充実や質の向上、障がいへの理解の促進、関係機関のネットワークづくりなどを具体的に進めるための計画ですが、基本方針に定める上記の４つの視点を盛り込み、整合性を図った上で策定しています。

（３）計画の期間

上位計画である障がい者計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から令和５（2023）年度までの６年間になります。

真庭市障がい福祉に関する実施計画（障がい福祉計画及び障がい児福祉計画）は、国の基本指針に基づき、令和３（2021）年度から令和５（2023）年度までの３年間を計画期間とします。

ただし、この間の社会保障制度全般の改正動向や本市を取り巻く社会経済状況の変化によっては、必要に応じて見直し等の調整を図るものとします。

本計画と主な関連計画	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
第２次真庭市総合計画	現行計画（令和６（2024）年度まで）					
第２次真庭市地域福祉計画	第２次計画					
真庭市障がい者計画	第３次計画					
真庭市障がい福祉に関する実施計画（真庭市障がい福祉計画・障がい児福祉計画）	５期計画（第１期計画）					
真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第７期計画			第８期計画		
まにわ食育・健康づくり計画	現行計画（令和７（2025）年度まで）					
真庭市子ども・子育て支援事業計画	前期計画		現行計画			

第３節　策定体制

（１）関係団体ヒアリング調査

市内の障がいのある人とその家族、支援者の実態や抱える課題、状況等を把握するため、関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

実施期間	令和２（2020）年９月～11 月
実施団体	・真庭市手をつなぐ親の会 ・真庭聴覚障害者コミュニケーションの会やまなみ ・まにわシードの会 ・真庭ほのぼの会 ・ひまわりの会 ・どーなつの会 ・旭川荘真庭地域センター家族会

（２）真庭地域自立支援協議会

本計画の策定にあたり、保健医療関係者、社会福祉事業従事者、当事者団体、行政関係者等で構成される「真庭地域自立支援協議会」において「前計画」の進捗の検証・評価及び本計画の目標や方向性について意見を聴取しました。

真庭地域自立支援協議会幹事会

令和２年 10 月　5 日	前期計画の評価、策定スケジュールの説明
令和２年 12 月 11 日	骨子の審議
令和３年　1 月 20 日	計画素案の審議
令和３年　3 月 24 日	新計画の確認・計画推進の検討

真庭地域自立支援協議会専門部会

令和２年 11 月２日、 11 月６日、11 月 11 日	子ども子育て部会、生活支援部会、就労支援部会 前期計画の評価、策定スケジュールの説明
令和３年　1 月 22 日、 1 月 29 日、２月９日	子ども子育て部会、生活支援部会、就労支援部会 計画素案の審議

（３）パブリックコメント※

計画案を公開し、広く市民から意見を聴取する「パブリックコメント」を令和３（2021）年２月２日（火）～３月１日(月）の期間を設け実施しました。

第２章　真庭市の状況

第１節　人口に関する状況

本市の人口及び世帯数は減少傾向・核家族化傾向で推移しており、令和２（2020）年４月１日現在の人口は 44,539 人、世帯数は 17,657 世帯、世帯人員は 2.52 人となっています。

年齢３区分別の構成比の推移をみると、高齢化率（65 歳以上人口割合）が令和２（2020）年で 38.7%と増加傾向で推移しており、少子高齢化の進行がみられます。

■人口及び世帯数の推移

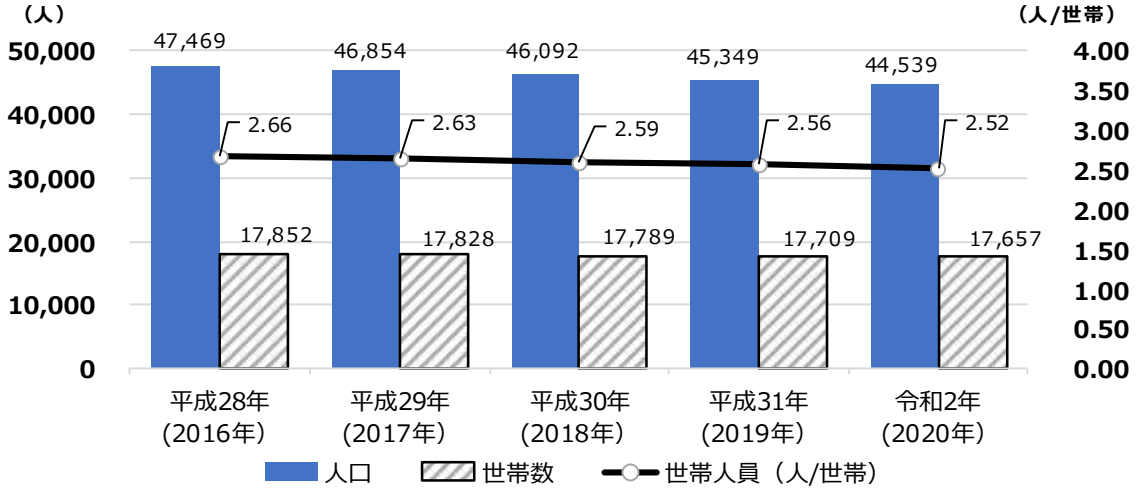

資料：住民基本台帳　各年４月１日現在

■年齢３区分別の構成比の推移

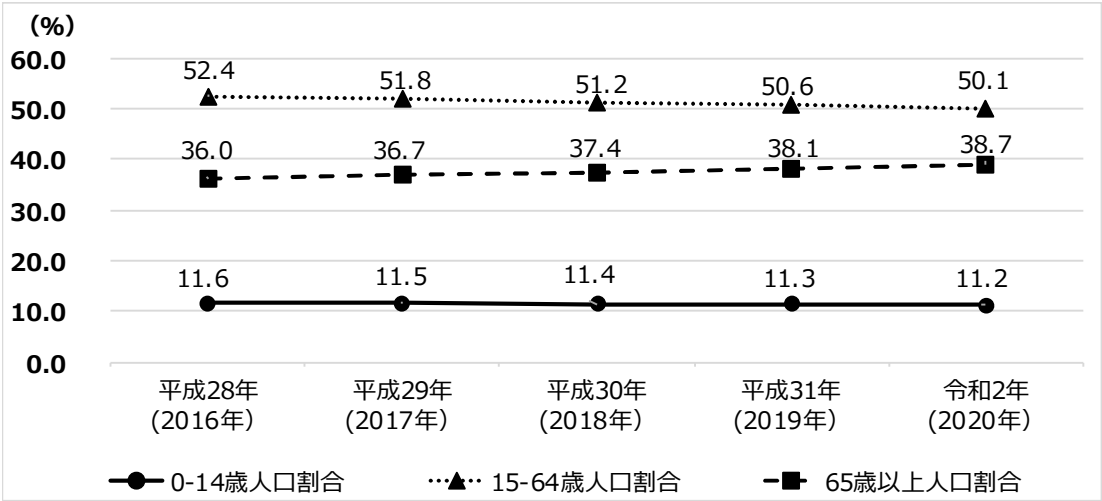

資料：住民基本台帳　各年４月１日現在

第２節　障害者手帳所持者の状況

（１）障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳※所持者は減少傾向で推移しており、令和２（2020）年３月末時点では2,235 人となっています。一方、療育手帳※所持者は 468 人、精神障害者保健福祉手帳※所持者は 201 人で増加傾向となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

■各障害者手帳所持者数の推移

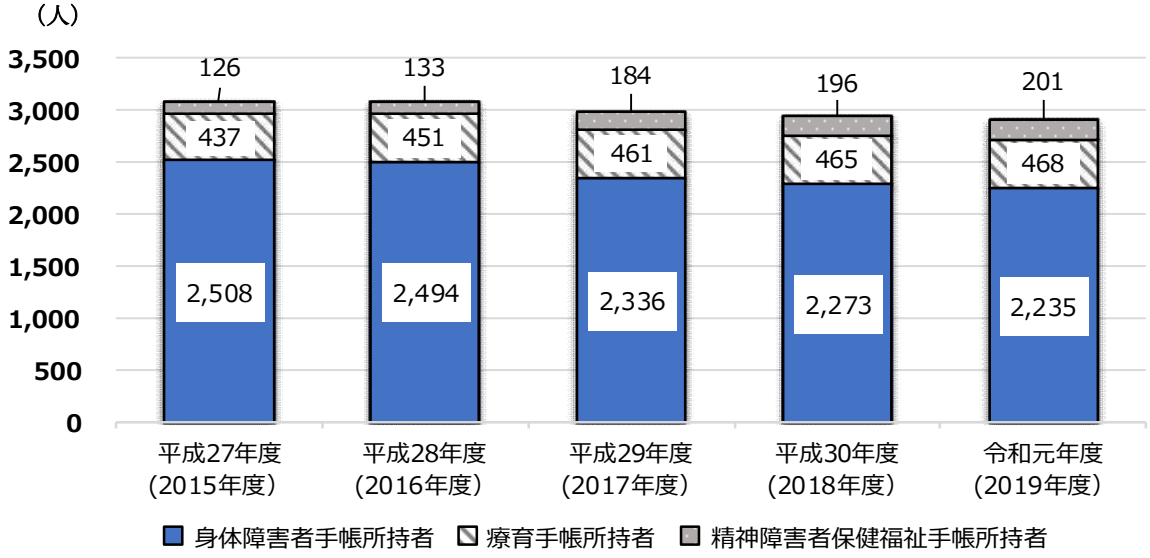

資料：福祉課　各年度３月末時点

■平成 27（2015）年度を 100.0 としたときの増減の推移

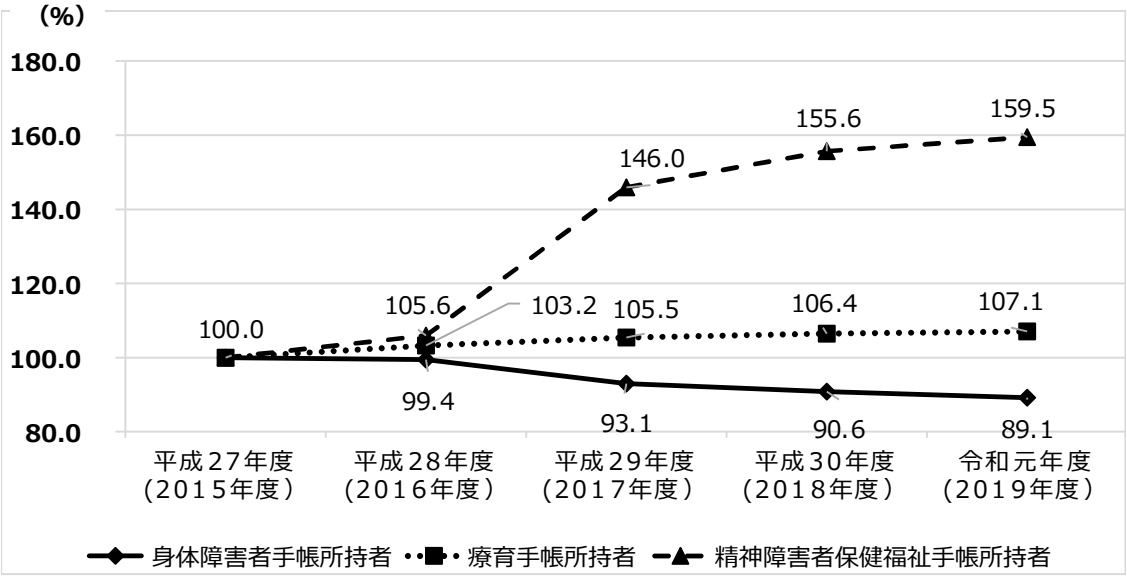

資料：福祉課　各年度３月末時点

（２）身体障がいのある人の状況

①身体障害者手帳所持者（年齢３区分別）の状況

身体障害者手帳所持者を年齢３区分別でみると、令和２（2020）年３月末時点では 65 歳以上が 1,824 人（81.6%）と多くなっており、平成 27（2015）年度以降の 65 歳以上の構成比は微増で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数（年齢３区分別）の推移

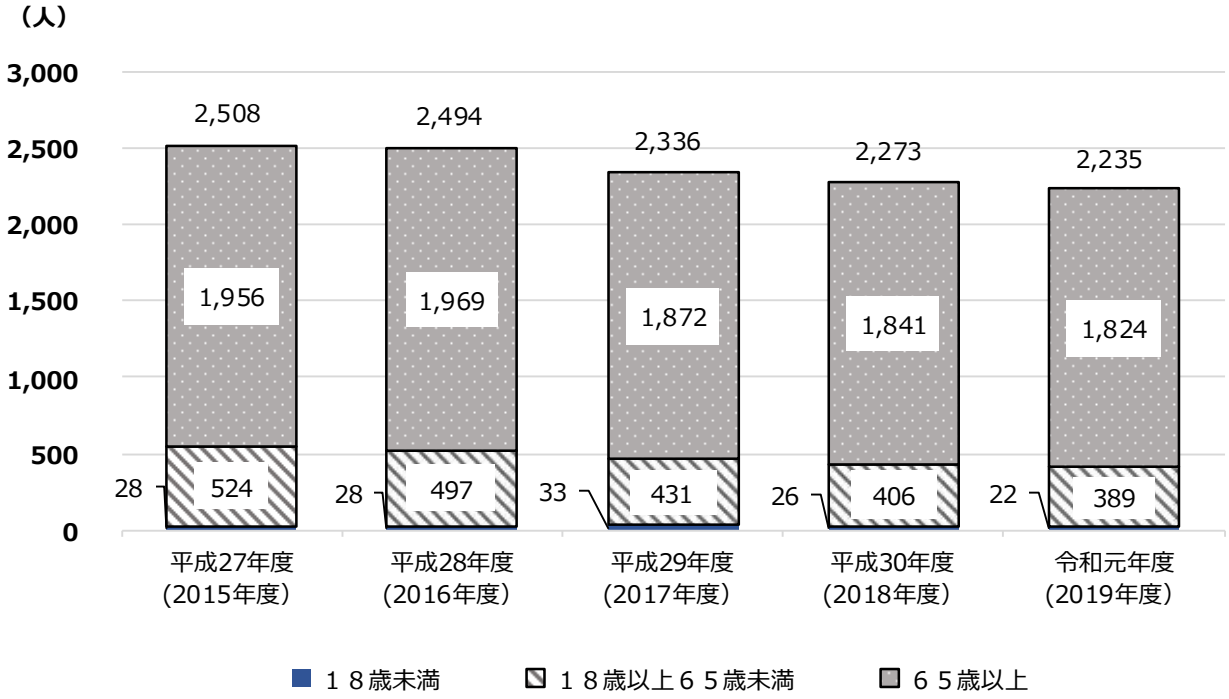

資料：福祉課　各年度３月末時点

■身体障害者手帳所持者数（年齢３区分別構成比）の推移　　**単位：%**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
18 歳未満	1.1	1.1	1.4	1.1	1.0
18 歳以上 65 歳未満	20.9	19.9	18.5	17.9	17.4
65 歳以上	78.0	79.0	80.1	81.0	81.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課　各年度３月末時点

②身体障害者手帳所持者（等級別）の状況

等級別でみると、令和２（2020）年３月末時点で１級が 658 人（29.4%）で最も多く、２級の 326 人（14.6%）も含めると 44%を占め、重度の人が多い状況となっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

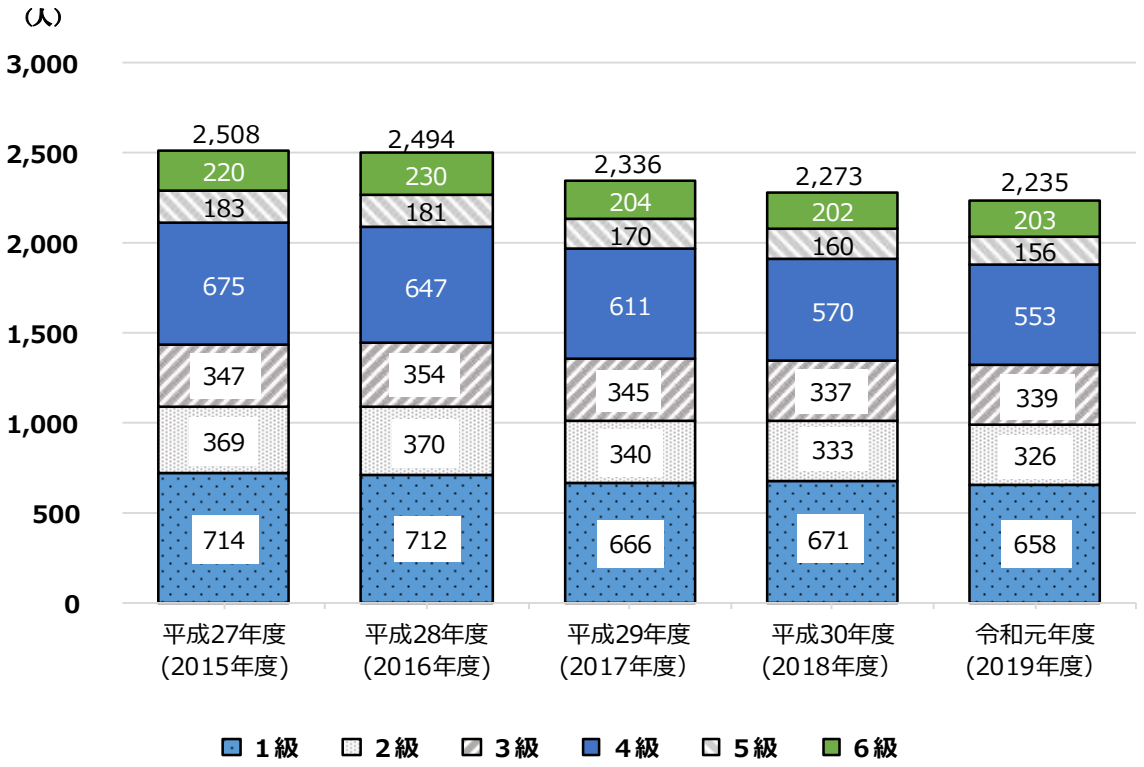

資料：福祉課　各年度３月末時点

■身体障害者手帳所持者数（等級別構成比）の推移　　**単位：%**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
１級	28.5	28.6	28.5	29.5	29.4
２級	14.7	14.8	14.6	14.7	14.6
３級	13.8	14.2	14.8	14.8	15.2
４級	26.9	25.9	26.1	25.1	24.7
５級	7.3	7.3	7.3	7.0	7.0
６級	8.8	9.2	8.7	8.9	9.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課　各年度３月末時点

③身体障害者手帳所持者（障がい種別）の状況

障がい種別でみると、令和２（2020）年３月末時点では肢体不自由が 1,143 人（51.1%）と、過半数を占めて高くなっています。次いで、内部障がいが 707 人（31.6%）で高くなっています。

■身体障害者手帳所持者数（障がい種別）の推移

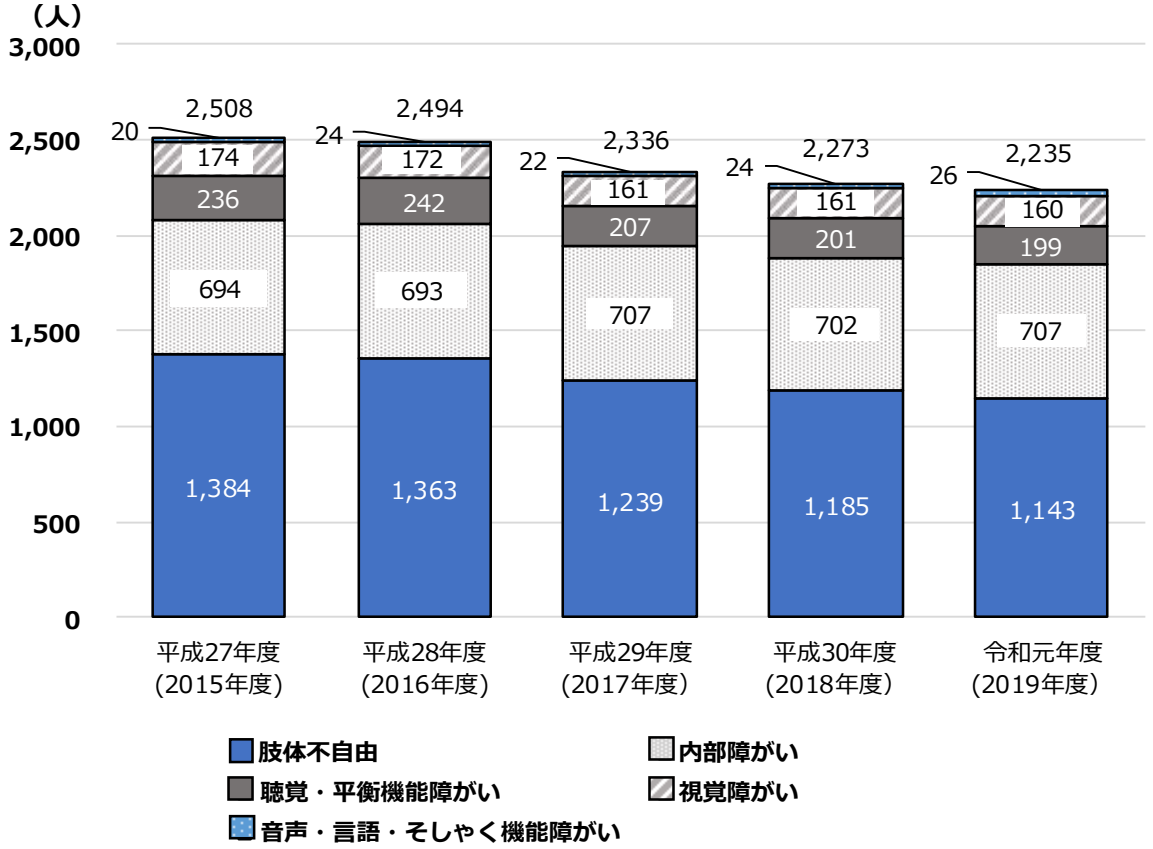

資料：福祉課　各年度３月末時点

■身体障害者手帳所持者数（障がい種別構成比）の推移　　**単位：%**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
肢体不自由	55.2	54.6	53.0	52.1	51.1
内部障がい	27.7	27.8	30.3	30.9	31.6
聴覚・平衡機能障がい	9.4	9.7	8.9	8.8	8.9
視覚障がい	6.9	6.9	6.9	7.1	7.2
音声・言語機能障がい	0.8	1.0	0.9	1.1	1.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課　各年度３月末時点

（３）知的障がいのある人の状況

①療育手帳所持者（年齢３区分別）の状況

療育手帳所持者を年齢３区分別でみると、令和２（2020）年３月末時点では 65 歳以上が 64 人（13.7%）、18 歳～65 歳未満は 344 人（73.5%）、18 歳未満が 60 人（12.8%）となっており、所持者数が年々増加しています。

■療育手帳所持者数（年齢３区分別）の推移

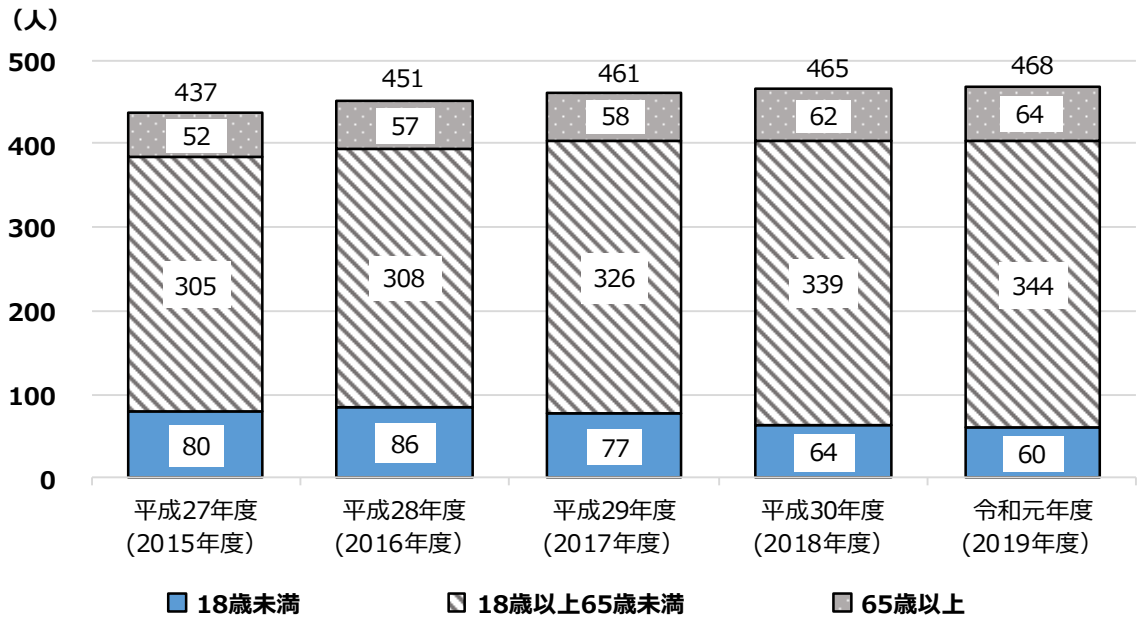

資料：福祉課　各年度３月末時点

■療育手帳所持者数（年齢３区分別構成比）の推移　　**単位：%**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
18 歳未満	18.3	19.1	16.7	13.8	12.8
18 歳以上 65 歳未満	69.8	68.3	70.7	72.9	73.5
65 歳以上	11.9	12.6	12.6	13.3	13.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課　各年度３月末時点

②療育手帳所持者（等級別）の状況

等級別でみると、Ａ判定の人の変動は少ないがＢ判定の人は増加で推移しており、令和２（2020）年３月末時点ではＢ判定が 331 人（70.7%）、Ａ判定が 137 人（29.3%）となっています。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移

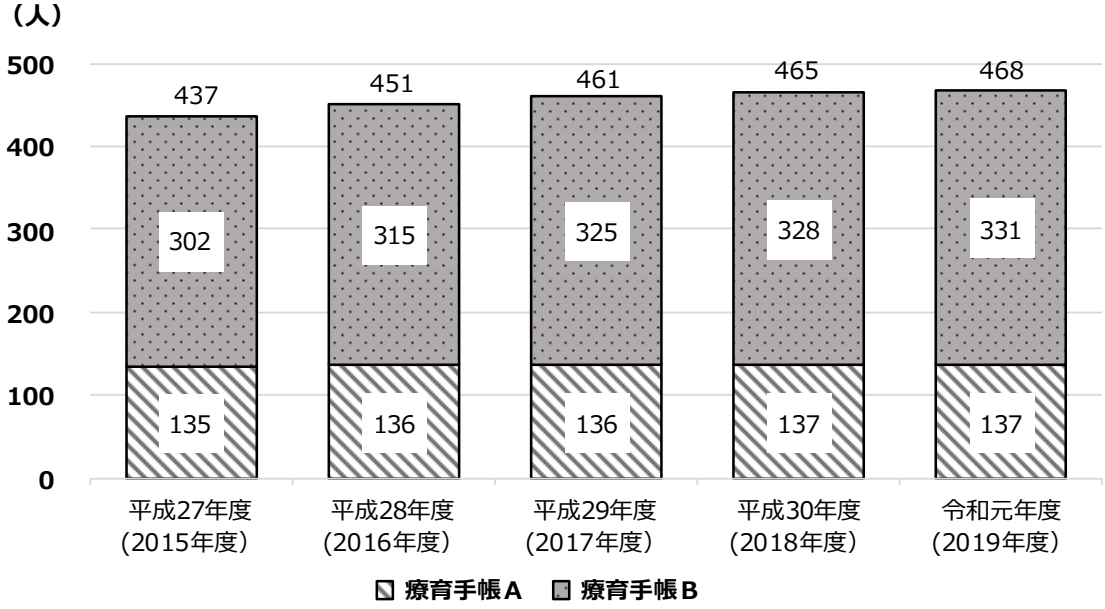

資料：福祉課　各年度３月末時点

■療育手帳所持者数（等級別構成比）の推移　　**単位：%**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
Ａ判定	30.9	30.2	29.5	29.5	29.3
Ｂ判定	69.1	69.8	70.5	70.5	70.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課　各年度３月末時点

（４）精神障がいのある人の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢３区分別）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢３区分別でみると、令和２（2020）年３月末時点の総数は 201 人と、平成 27（2015）年度から５年間で 59.5%増加しています。
また、18 以上 65 歳未満が 166 人（82.6%）、65 歳以上が 33 人（16.4%）と、18 歳以上 65 歳未満の割合が高くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢３区分別）の推移

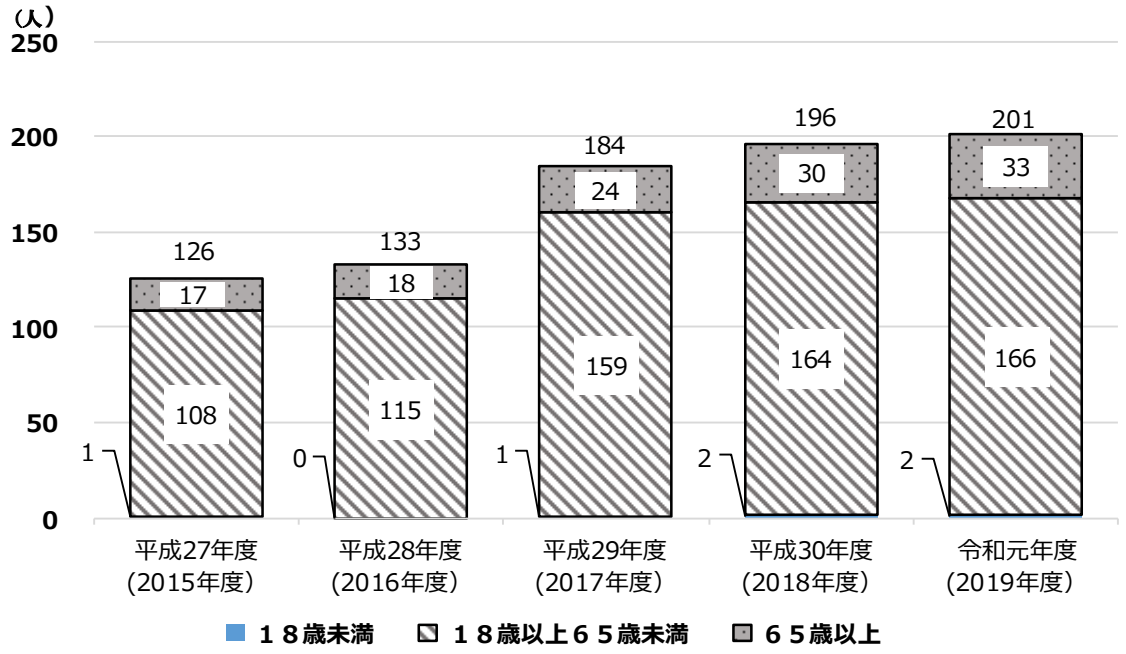

資料：福祉課　各年度３月末時点

■精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢３区分別構成比）の推移　　**単位：%**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
18 歳未満	0.8	0.0	0.5	1.0	1.0
18 歳以上 65 歳未満	85.7	86.5	86.4	83.7	82.6
65 歳以上	13.5	13.5	13.1	15.3	16.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課　各年度３月末時点

②精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の状況

等級別でみると、２級の人が７割台を占めて高くなっています。また、令和２（2020）年３月末時点１級の人が 20 人（10.0%）、２級の人が 145 人（72.1%）、３級の人が 36 人（17.9%）となっており手帳所持者数は年々増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

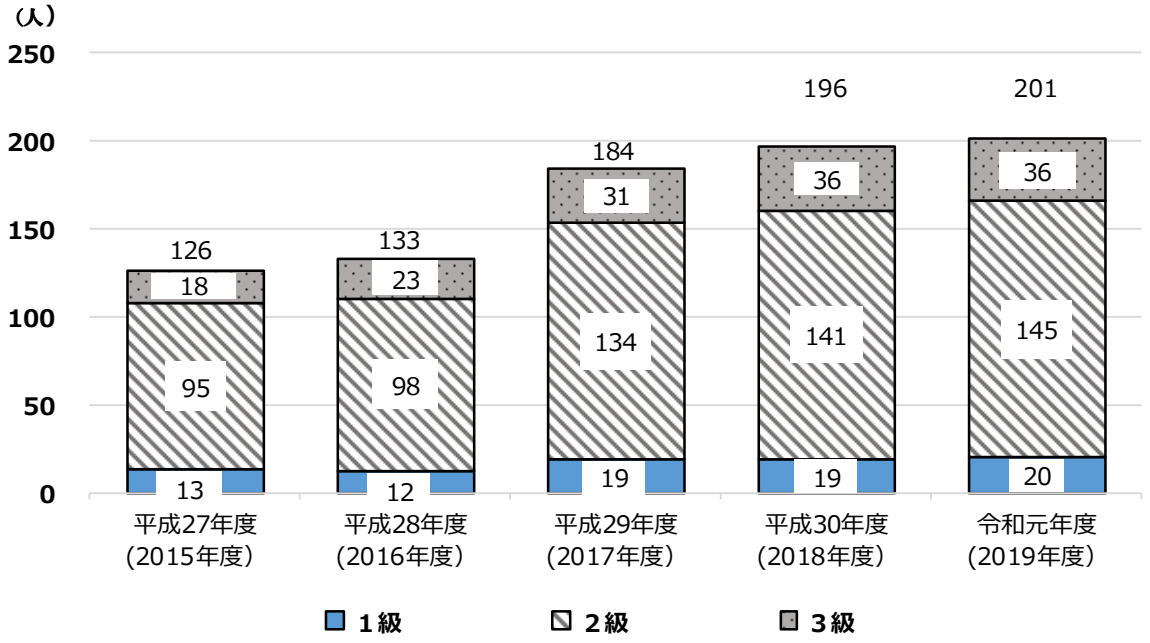

資料：福祉課　各年度３月末時点

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別構成比）の推移　　**単位：%**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
１級	10.3	9.0	10.3	9.7	10.0
２級	75.4	73.7	72.8	71.9	72.1
３級	14.3	17.3	16.9	18.4	17.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課　各年度３月末時点

③自立支援医療※（精神通院医療）受給者の状況

本市における精神疾患による自立支援医療費の申請者数は、令和２（2020）年３月末時点では 558 人と、平成 27（2015）年度から５年間で 18.0%増加しています。また、18 歳以上 65 歳未満が 436 人（78.2%）、65 歳以上が 109 人（19.5%）と、18 歳以上 65 歳未満の割合が高くなっています。

■自立支援医療（精神通院医療）（年齢３区分別）の推移

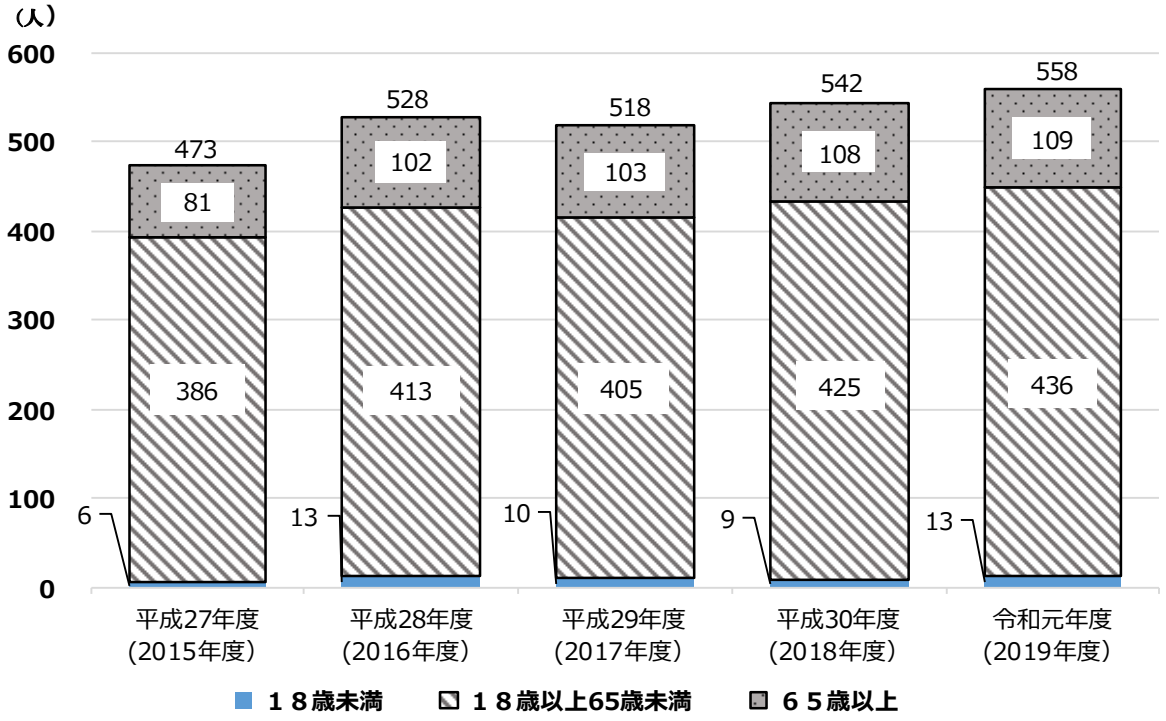

資料：福祉課　各年度３月末時点

■自立支援医療（精神通院医療）（年齢３区分別構成比）の推移　　**単位：%**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
18 歳未満	1.3	2.5	1.9	1.7	2.3
18 歳以上 65 歳未満	81.6	78.2	78.2	78.4	78.2
65 歳以上	17.1	19.3	19.9	19.9	19.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：岡山県精神保健福祉センター　各年度３月末時点

■参考：令和元（2019）年度自立支援医療(精神通院医療)受給者の精神疾患による分類（真庭市）

単位：人・%

区分		18 歳未満	18 以上 65 歳未満	65 歳以上	計
症状性を含む器質性精神障がい	人数	0	6	5	11
	構成比	0.0	54.5	45.5	100.0
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	人数	0	12	5	17
	構成比	0.0	70.6	29.4	100.0
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	人数	1	131	42	174
	構成比	0.6	75.3	24.1	100.0
気分障がい（感情障がい）	人数	0	110	36	146
	構成比	0.0	75.3	24.7	100.0
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	人数	1	51	7	59
	構成比	1.7	86.4	11.9	100.0
生理的障がい及び身体要因に関連した行動症候群	人数	0	3	0	3
	構成比	0.0	100.0	0.0	100.0
成人の人格及び行動の障がい	人数	0	6	0	6
	構成比	0.0	100.0	0.0	100.0
精神遅滞	人数	0	9	2	11
	構成比	0.0	81.8	18.2	100.0
心理発達の障がい	人数	6	53	0	59
	構成比	10.2	89.8	0.0	100.0
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	人数	1	6	0	7
	構成比	14.3	85.7	0.0	100.0
特定不能の精神障がい	人数	0	0	0	0
	構成比	-	-	-	-
てんかん	人数	0	38	11	49
	構成比	0.0	77.6	22.4	100.0
計	人数	9	425	108	542
	構成比	1.7	78.4	19.9	100.0

資料：岡山県精神保健福祉センター令和 2(2020)年３月末時点

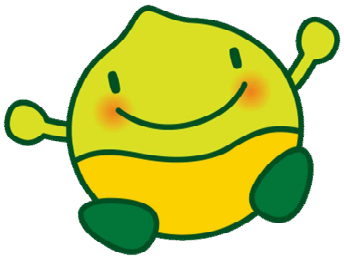

第３節　難病※の人の状況

特定疾患※医療受給者数をみると、令和２（2020）年３月末時点では 429 人で概ね横ばい状態にあります。うち、特定疾患医療受給者数が 393 人と多数を占めています。

■特定疾患医療受給者数の推移

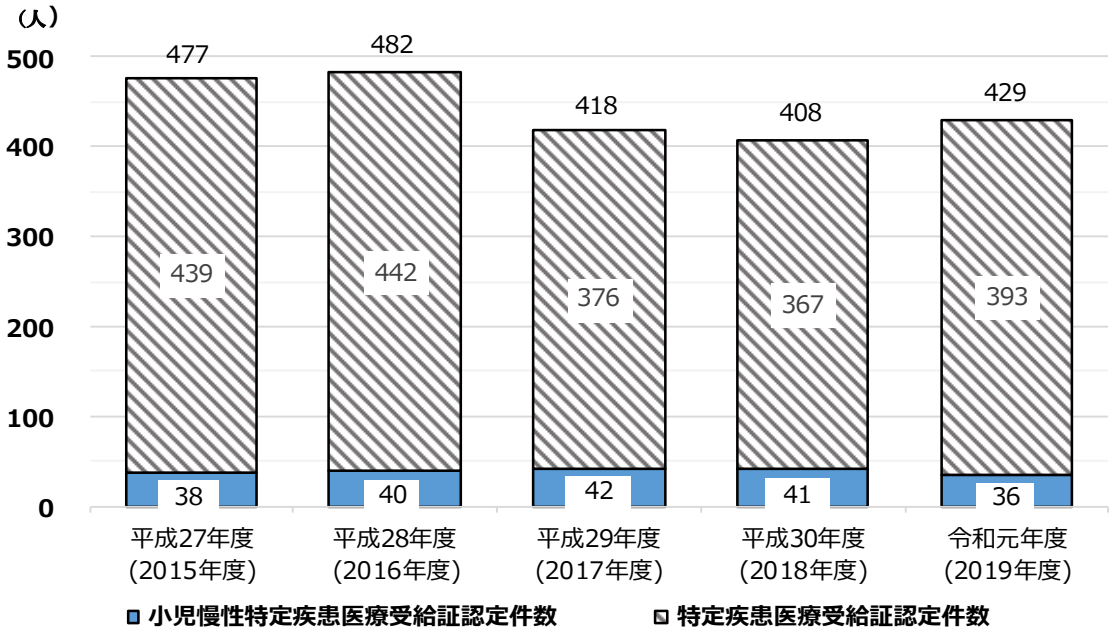

資料：福祉課　各年度３月末時点

■（再掲）特定疾患医療受給者数の推移　　**単位：人**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
小児慢性特定疾患医療受給者数	38	40	42	41	36
特定疾患医療受給者数	439	442	376	367	393
計	477	482	418	408	429

資料：真庭保健所真庭保健課　各年度３月末時点

第４節　療育※・教育の状況

（１）療育訓練の状況

幼稚園・保育園・認定こども園等において、事情を抱える子どもたちが、集団生活を通して発達や成長が促されるように、療育訓練事業※（たんぽぽ園）を実施しており、概ね 100 人前後の利用があります。

■たんぽぽ園利用者数の状況　　**単位：人**

区分	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	令和 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
利用者	99	90	87	105	98

資料：健康推進課　各年度３月末時点

（２）特別支援学級※の状況

本市における特別支援学級の設置状況をみると、令和２（2020）年度では、小学校が 12 校、中学校では５校が特別支援学級を設置しており、小学校の児童数は 47 人、中学校の生徒数は 48 人となっています。

■特別支援学級の設置状況

区分		平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和２年度（2020 年度）
小学校	学校数	24 校	24 校	20 校	20 校	20 校
	設置校数	13 校	13 校	13 校	12 校	12 校
	学級数	17 学級	17 学級	19 学級	18 学級	18 学級
	児童数	47 人	43 人	48 人	49 人	47 人
中学校	学校数	6 校	6 校	6 校	6 校	6 校
	設置校数	6 校	6 校	6 校	6 校	5 校
	学級数	10 学級	11 学級	11 学級	11 学級	10 学級
	生徒数	32 人	31 人	51 人	52 人	48 人

資料：学校教育課　各年度５月１日時点

特別支援学級の在籍状況をみると、知的障がいのある子ども、自閉症※・情緒障がい※のある子どもの在籍数が多くなっています。

通級指導教室※は令和２（2020）年度に３教室となり、令和２（2020）年度の児童数は５１人となっています。

■特別支援学級の在籍状況

区分			平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和 2 年度（2020 年度）
知的障がい	小学校	学級数	7 学級	9 学級	10 学級	10 学級	11 学級
		児童数	21 人	22 人	24 人	23 人	25 人
	中学校	学級数	4 学級	3 学級	3 学級	4 学級	4 学級
		生徒数	9 人	10 人	10 人	13 人	11 人
自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	9 学級	7 学級	8 学級	7 学級	7 学級
		児童数	24 人	20 人	23 人	25 人	22 人
	中学校	学級数	6 学級	6 学級	6 学級	6 学級	5 学級
		生徒数	22 人	19 人	15 人	20 人	25 人
難聴	小学校	学級数	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	0 学級
		児童数	2 人	1 人	1 人	1 人	0 人
	中学校	学級数	0 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級
		生徒数	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
肢体不自由	小学校	学級数	0 学級	0 学級	0 学級	0 学級	0 学級
		児童数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中学校	学級数	1 学級	1 学級	1 学級	0 学級	0 学級
		生徒数	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人

資料：学校教育課　各年度５月１日時点

■通級指導の状況

区分		平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和 2 年度（2020 年度）
自閉症・情緒障がい	教室数	2 教室	2 教室	2 教室	2 教室	3 教室
	児童数	37 人	30 人	29 人	33 人	51 人

資料：学校教育課　各年度５月１日時点

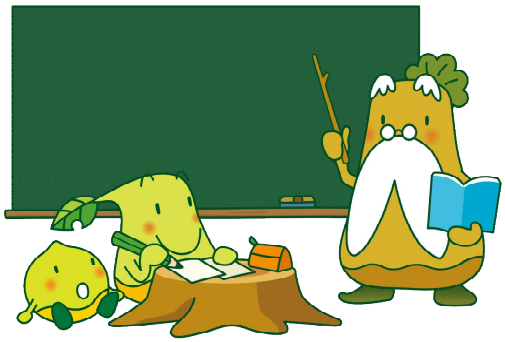

（３）特別支援学校※の状況

特別支援学校に在籍している児童・生徒は、令和２（2020）年度では 34 人となっており、主に岡山県立誕生寺支援学校に在籍している児童・生徒が多くなっています。

■特別支援学校の在籍状況

区分	小学部	中学部	高等部	計
岡山県立岡山聾学校	1	0	0	1
岡山県立健康の森学園支援学校	1	0	3	4
岡山県立誕生寺支援学校	5	3	18	26
岡山県立岡山支援学校	0	0	0	0
岡山県立早島支援学校	0	0	0	0
鳥取県立皆生養護学校	0	0	0	0
鳥取県立倉吉養護学校	1	1	0	2
鳥取県立鳥取聾学校	0	1	0	1
計	8	5	21	34

資料：学校教育課令和２(2020)年５月１日時点

第５節　雇用・就労の状況

津山公共職業安定所管内の事業所における障がいのある人の雇用状況をみると、令和２（2020）年６月１日現在、実雇用率は 2.14%と、法定雇用率※の 2.2%を下回っています。なお、法定雇用率制度の見直しにより法定雇用率は令和３（2021）年３月に 2.3%へと引き上げられています。

■津山公共職業安定所管内（美作出張所管内を除く）

企業規模 従業員数 （人）	企業 数 (企業)	法定 労働者数 （人）	障がい者の数(人)					実雇 用率 (%)	雇用率 達成 企業の 割合 (%)
			重度身体障がい者及び重度知的障がい者 (A)	重度身体障がい者及び重度知的障がい者である短時間労働者 （B）	重度以外の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者 （C）	重度以外の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者である短時間労働者 （D）	雇用数計 (A×2＋B＋C＋D×0.5)		
45.5 人以上	121	17,167.0	68	10	196	50	367.0	2.14	54.5

資料：津山公共職業安定所令和２（2020）年６月１日時点

岡山県内の企業では、実雇用率は 2.44%と、法定雇用率の 2.2%を上回っています。

障がいのある人の求職状況をみると、有効求職者数は第１種登録者が 172 人、第２種登録者が 352 人の合計 524 人となっています。新規求職申込件数のうち就職に至った人の割合は第１種登録者で 49.3%、第２種登録者で 57.6%と、あわせて６割弱の就職率となっています。

■岡山県

企業規模 従業員数 （人）	企業 数 （企業）	法定 労働者数 （人）	障がい者の数(人)					実雇 用率 (%)	雇用率 達成 企業の 割合 (%)
			重度身体障がい者及び重度知的障がい者 (A)	重度身体障がい者及び重度知的障がい者である短時間労働者（B）	重度以外の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（C）	重度以外の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者である短時間労働者（D）	雇用数計 (A×2+B+C+D×0.5)		
45.5～99	775	50,677.0	258	115	570	280	1,341.0	2.65	49.8
100～299	507	78,722.0	444	116	904	259	2,037.5	2.59	61.7
300～499	92	31,963.0	160	16	335	31	686.5	2.15	42.4
500～999	58	35,595.5	164	14	411	51	778.5	2.19	55.2
1,000～	39	98,812.5	477	81	1,214	239	2,368.5	2.40	48.7
計	1,471	295,770.0	1,503	342	3,434	860	7,212.0	2.44	53.6

資料：津山公共職業安定所令和２（2020）年６月１日時点

■障がいのある人の求職状況 **単位：人・件・%**

区 分	第１種登録者 （身体障がい者）	第２種登録者（知的・精神・その他※障がい者）	計
新規求職申込件数	75	191	266
有効求職者数	172	352	524
就職件数	37	110	147
就職率	49.3	57.6	55.3

資料：津山公共職業安定所

新規求職申込件数、就職件数、就職率は令和元（2019）年度分
有効求職者数は、令和２（2020）年３月末時点

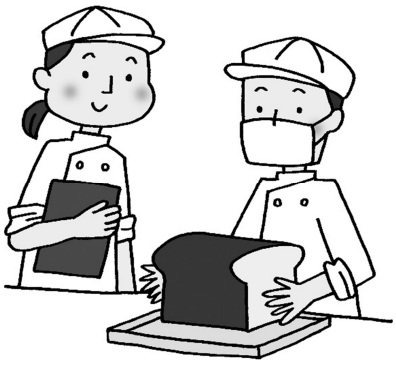

第６節　団体ヒアリング調査からみられる現状

（１）障がいのある人への理解について

- 障がいのある人に対する地域の理解や配慮は十分ではない。意識啓発をしていくことが必要。
- 精神障がいや高次脳機能障がい※のある人は地域から孤立しがち。
- 障がいのある子どもを持つ親は、保護者の間で疎外感があり、子どもの事は相談しにくい。障がいのある人も発信や交流の場に参加し、地域で相互に理解を図っていくことが必要。
- 聴覚障がいがある人も、筆談や口話、手話など会話の方法も様々。市民の人が関心をもってくれて、「おはよう」など１つでも手話で挨拶ができるようになれば、交流の機会が持てる。
- 課題としては地域で開催される活動に参加できない状況がある。ボランティア※を増やし障がいに対する理解と育成をしていく必要がある。

（２）情報提供・意思疎通支援について

- 真庭市のガイドブックを読むだけでは、情報が得にくい。相談支援事業所の情報も周知が弱い。
- 災害時における情報発信の充実が必要。
- 市内の公共機関、店舗や病院等で筆談などコミュニケーションの方法が増えれば行動が広がる。

（３）地域での暮らしについて

- 高次脳機能障がいで会社が継続雇用に理解を示してくれても、移動手段がいる。公共の交通機関が利用できなくても、福祉移送サービス※の対象にならないこともある。
- 住まいや日中活動の場は十分ではなく、特に精神障がいに対応したサービスの不足が課題。

- 防災訓練に障がいのある人も含め全員が参加し、その中から課題を見つけて解決できるよう実践的な訓練にして欲しい。個別のケースにおいて災害避難訓練などの体制の確認が必要。
- 聴覚障がいのある人は、災害時避難所で受付に水や非常食を取りに行くように言われてもわからないことがあった。周囲の人の配慮が必要。

（４）福祉サービス等の支援について

- 精神障がいや高次脳機能障がいがある人がサービスを利用しづらい状況がある。精神障がいがあり就労継続支援事業所に行けなくなり、日中活動の場が必要。
- 住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、暮らしの場の確保が必要。ヘルパーのサービスのマンパワーや、親なき後のグループホームが不足している。
- 障害福祉サービスの市内の資源は限られており、市内の既存の介護保険施設でも受入れをしてもらえるよう、基準該当の指定や共生型の指定の検討が必要。
- 医療的ケア※児者等の短期入所について、実際受入れが可能な事業所は１カ所。受入れ先の条件が厳しく利用ができない。

（５）相談体制について

- 障がいのある人の相談窓口や場所について十分に認知が進んでいない。
- 相談窓口を知っていても、すぐに支援を求めない人は医療機関や、相談支援等に結び付けることが難しい。情報が一括で収集でき個別に対応してもらえる相談支援の充実が必要。
- 最初の相談が上手に入れれば、支援に繋がっていく。発達障がい※と言ってもかなり広く、幼少期に上手に対応できたケースはコミュニケーションも取れて就労もできている。早期発見、早期療育を図る体制が必要。

（６）雇用・就労について

- 雇用の場において障がいの特性に応じた配慮やサポートが大切。
- 知的障がいや精神障がいの人に対しては企業の理解が進んでいない状況がある。また、

就労後のサポートがなければ就労継続は困難。

- 障害者優先調達法ができて、行政が優先的に買ってくれるようになった。受注機会が充実し、工賃の拡大を図っていくことが必要。

（７）障がいのある子どもへの支援について

- 療育の支援が進学や就労に伴い途切れないよう、トータルライフの支援の充実が必要。
- 療育につなげるためには保護者の理解が大切。保護者の困りごとや不安が未就学の早い段階で相談でき、早期療育を受けられる体制が必要。
- 学校における障がいに対する理解が十分でないことや、対応に差がある課題が挙げられている。障がいの理解につながる学習の機会が求められている。
- 発達支援コーディネーター※は子どもの発達及び家族の支援と、その支援に必要な関係機関を調整する役割を担っている。巡回相談の実施等、学校や保護者から今後も期待されている。

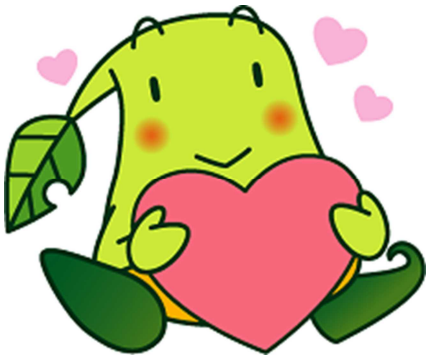

第３章　障がい福祉に関する実施計画の推進

第１節　前期計画の数値目標との比較

第５期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画において設定した数値目標にかかる実績値は次のとおりです。

（１）施設入所者等の地域生活への移行

平成 28（2016）年度末の施設入所者数 94 人を基準に、令和２（2020）年度末の施設入所者削減を１人、地域生活移行者数を４人とする目標としていましたが、令和２年度末の施設入所者削減数は目標達成は難しい状況です。

方向性▶医療機関・福祉サービス事業者等関係機関の連携を図り、支援体制の充実について進めて行く必要があります。

項目	目標値	実績値 令和２（2020）年 12 月
平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数	94 人	
令和２（2020）年度末時点の施設入所者数	93 人	97 人
令和２（2020）年度末時点施設入所者削減数	▲1 人	４人
平成 28（2016）年度末時点からの地域生活移行者数	４人	４人

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

令和２（2020）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標としていました。令和２（2020）年度から、真庭地域自立支援協議会生活支援部会で課題等の検討や、個別支援会議で困難事例の対応について協議を行いました。

方向性▶引き続き入院中の精神障がいのある人が地域移行ができるよう、関係機関の連携強化、退院後の環境整備等を検討をしていく必要があります。

項目	目標値	実績値 令和２（2020）年 12 月
地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場	設置	設置

（３）地域生活支援拠点等の整備

令和２（2020）年度末までに、市内又は各圏域に少なくとも１つ地域生活支援拠点等を整備することを目標としていました。真庭地域自立支援協議会で地域の実情を考慮した面的整備型について検討しましたが整備はできていません。

方向性▶必要性の高い、「緊急時の受入対応及び対応体制の確保」の機能整備に向けて、運営開始ができるよう市内施設と確保できる支援について調整を進める必要があります。また、短期入所施設・グループホームや相談支援事業所と利用調整や給付費の確認が必要です。

項目	目標値	実績値 令和２（2020）年 12 月
地域生活支援拠点等の整備	面的整備	面的整備の検討

（４）福祉施設から一般就労※への移行等

平成 28（2016）年度の一般就労移行者数２人を基準に、令和２（2020）年度中に一般就労移行者数を３人とすることを目標としていました。令和２（2020）年度の一般就労移行者数は 12 月現在２人で目標値を下回る見込です。就労移行支援事業の利用者数及び就労移行率、就労定着支援事業の職場定着率の目標を設定してましたが、いずれも市内に事業所がないため実績はありませんでした。

方向性▶障がい者が能力と個性を発揮できるよう、関係機関が連携した就労支援体制の整備が必要です。

■一般就労移行者数

項目	目標値	実績値 令和２（2020）年 12 月
平成 28（2016）年度の一般就労移行者数	２人	
令和２（2020）年度の一般就労移行者数	３人	２人

■就労移行支援事業

項目	目標値	実績値 令和２（2020）年 12 月
平成 28（2016）年度末の就労移行支援事業の利用者数	１人	
令和２（2020）年度末の就労移行支援事業の利用者数	４人	０人

令和２（2020）年度末の就労移行率３割以上の就労移行支援事業所数	１か所	市内に事業所がない

■就労定着支援

項目	目標値	実績値 令和２（2020）年 12 月
令和２（2020）年度末の就労定着支援事業による１年後の職場定着率	80%以上	市内に事業所がない

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

令和２（2020）年度末までに、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援の利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（少なくとも１か所以上）を目標としていました。児童発達支援センターの設置は検討を行っていますが、設置はできていません。保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、市内に１か所の確保はできています。

また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、令和２（2020）年度から真庭地域自立支援協議会子ども･子育て支援部会で課題等の協議を行っています。

方向性▶児童発達支援支援センターの設置に向けた、施設整備や人員配置などの検討、医療的ケア児コーデイネーターの配置による、医療的ケア児の支援体制の整備が必要です。

項目	目標値	実績値 令和２（2020）年 12 月
児童発達支援センターの設置	設置	未設置
保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	構築	構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	充実	充実
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置

（６）障がい福祉サービスの実績

第５期障がい福祉計画において設定した障害福祉サービスの見込値と実績値は、次のとおりです。

■訪問系サービスの見込値

項目	単位	平成 30 年度（2018 年度）		令和元年度（2019 年度）		令和 2 年度（2020 年度）	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9 月時実績値
居宅介護	人/月	43	37	45	32	48	28
	時間/月	336.0	258.0	355.0	207	382.0	180.0
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
同行援護	人/月	4	4	5	4	6	3
	時間/月	12.0	21.0	15.0	34.0	18.0	30.0
行動援護	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	8.0	0.0	8.0	0.0	8.0	0.0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■日中活動系サービスの見込値

項目	単位	平成 30 年度（2018 年度）		令和元年度（2019 年度）		令和 2 年度（2020 年度）	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9 月時実績値
生活介護	人/月	159	156	166	154	173	152
	人日/月	3,260	3,241	3,383	3,305	3,506	3,180
自立訓練（機能訓練）	人/月	4	0	4	0	4	0
	人日/月	40	0.0	40	0.0	40	0.0
自立訓練（生活訓練）	人/月	11	4	11	4	11	6
	人日/月	253	101	253	71	253	145
就労移行支援	人/月	4	1	4	0	4	0
	人日/月	84	22	84	0.0	84	0.0
就労継続支援（Ａ型）	人/月	24	19	26	17	28	19
	人日/月	511	366	554	349	596	372
就労継続支援（Ｂ型）	人/月	135	138	137	143	139	130
	人日/月	2,525	2,367	2,562	2,582	2,599	2,277

項目	単位	平成 30 年度（2018 年度）		令和元年度（2019 年度）		令和 2 年度（2020 年度）	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9 月時実績値
就労定着支援	人/月	–	–	2	1	3	1
療養介護	人/月	16	13	16	13	16	13
短期入所（福祉型）	人/月	12	7	13	8	15	6
	人日/月	96	58	104	33	120	32
短期入所（医療型）	人/月	3	2	3	0	3	2
	人日/月	9	12	9	0.0	9	39

■居住系サービスの見込値

項目	単位	平成 30 年度（2018 年度）		令和元年度（2019 年度）		令和 2 年度（2020 年度）	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9 月時実績値
自立生活援助	人/月	0	1	1	1	1	1
共同生活援助	人/月	79	77	81	82	83	82
施設入所支援	人/月	94	96	93	98	92	97

■相談支援

項目	単位	平成 30 年度（2018 年度）		令和元年度（2019 年度）		令和 2 年度（2020 年度）	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9 月時実績値
計画相談支援	人/月	42	66	45	62	48	88
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

（７）地域生活支援事業の実施

第５期計画において設定した地域生活支援事業の見込値と実績値は、次のとおりです。

■地域生活支援事業

項目	単位	平成 30 年度（2018 年度）		令和元年度（2019 年度）		令和２年度（2020 年度）	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	９月時実績値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	無	有	無	有	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	無	有	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	7	9	8	8	9	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	140	92	130	104	130	60
手話通訳者設置事業	設置数	1	0	1	0	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	1,260	1,231	1,294	1,242	1,324	1,329
手話奉仕員養成研修事業	人/年	18	8	15	9	18	11
移動支援事業	人/月	7	4	7	5	7	4
	時間/月	150	30	170	31	190	29
地域活動支援センター事業	箇所	1	0	1	0	1	0
	人/月	35	0	35	0	35	0
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	10	7.4	10	7	10	7
日中一時支援事業	人/月	60	19	70	13	70	12
	人日/月	120	100	130	85	130	82
訪問入浴支援事業	人/月	5	1.1	6	1.2	6	2
	人日/月	39	1.8	47	2.6	47	5.4
自動車運転免許取得支援・自動車改造支援	人/年	3	6	3	0	3	6

（８）児童福祉法上のサービスの実施

第５期計画において設定した児童福祉法上のサービスの見込値と実績値は、次のとおりです。

■児童福祉法上のサービス

項目	単位	平成 30 年度（2018 年度）		令和元年度（2019 年度）		令和２年度（2020 年度）	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	９月時実績値
児童発達支援	人/日	18	2	24	2	30	4
	人日/月	131	23	175	5	219	35
医療型児童発達支援	人/日	1	1	2	1	2	0
	人日/月	2	1	4	1	4	0
放課後等デイサービス	人/月	51	39	58	45	65	51
	人日/月	347	483	394	565	442	558
保育所等訪問支援	人/月	1	2	2	0	2	1
	人日/月	2	2	4	0	4	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	0	0	0	0
	人日/月	0	1	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	10	15	14	9	16	22

第２節　計画の基本理念

第3次真庭市障がい者計画では、基本理念を「ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念のもと、全ての市民が障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら障がいのある人の自らの決定に基づく自立と社会参加を推進する共生社会の実現」としています。現行計画を踏襲しつつ、「真庭市共生社会推進基本方針」の4つの視点「１．人の心」、「２．人の行動」、「３．社会の制度」、「４．社会基盤」を踏まえてお互いを支え合い、助け会える社会を目指します。

共生社会の実現に向けた理念	
ノーマライゼーション	ソーシャルインクルージョン
障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ通常の社会であるという理念	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

第３節　重点的な取組

団体ヒアリングや前計画の評価を行った結果として、真庭市における障がい福祉施策で課題となっていることが挙げられました。この課題を解決するため以下の５項目に重点的に取り組みます。

①　障がいのある人や障がい特性への理解促進による共生社会の実現
②　地域移行の促進による住み慣れた地域での暮らしの確保、福祉サービスの質の向上、緊急時等の支援体制の確保
③　障がいのある人のライフステージを通じて一貫して支援ができる相談支援の確保と質の向上
④　障がいのある人の雇用機会の拡大や就労支援サービスの深化
⑤　障がいのある子どもの健やかな育成のための発達障がい支援等の強化

第４節　計画の体系

基本理念にのっとり重点的な取組みを進めるため７つの具体的な取組を推進します。

基本理念

障がいの有無によって隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら、お互い支え合い、助け合える「共生社会」の実現を目指す。

重点的に取り組む事項

① 障がいのある人や障がい特性への理解促進による共生社会の実現

② 地域移行の促進による住み慣れた地域での暮らしの確保、福祉サービスの質の向上、緊急時等の支援体制の確保

③ 障がいのある人のライフステージを通じて一貫して支援ができる相談支援の確保と質の向上

④ 障がいのある人の雇用機会の拡大や就労支援サービスの深化

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達障がい支援等の強化

具体的な取組

１施設入所者等の地域生活移行
- ○総合的な相談体制の充実
- ○生活の場の充実（福祉のサービスの充実）
- ○地域生活支援事業の推進
- ○障がいのある人への理解の促進
- ○情報提供と意思疎通支援の充実

主に①②に対応

２精神障がいのある人の地域移行（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ○保健・医療・福祉の連携強化
- ○地域移行支援の充実
- ○精神障がいへの理解促進

主に①②に対応

３緊急時等における受入れ体制の確保（地域生活支援拠点等の整備と機能の充実）
- ○相談機能の充実
- ○保健・医療・福祉の連携強化
- ○事業所・関係機関の協力関係の構築
- ○整備内容の検証・検討

主に①②に対応

４一般就労への移行等（福祉施設から一般就労への移行）
- ○総合的な就労支援の推進
- ○雇用の促進
- ○移動しやすい環境づくり

主に④に対応

５相談支援体制の充実・強化等
- ○相談事業の質の向上
- ○自立支援協議会の機能の充実

主に③に対応

６障害福祉サービス等の質の向上（障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築）
- ○サービスの質の確保・向上
- ○サービスの提供状況の分析と検証

主に①②に対応

７発達障がい児・医療的ケア児等の支援体制の確保（障がい児支援の提供体制の整備等）
- ○障がいのある子どもへの支援の充実
- ○早期療育支援の中核的な体制整備
- ○相談支援体制の充実
- ○インクルーシブ教育の推進

主に⑤に対応

第５節　本計画における数値目標

国の定める基本指針や、本市における障がい福祉サービス等の現状に基づき、令和５（2023）年度を目標年度とする数値目標を設定することとします。

1 施設入所者等の地域生活移行

本計画での目標

入所施設や病院から退所・退院し地域生活を希望する人が、地域で安心して暮らすためには、常時の支援体制の確保や丁寧な相談支援が必要です。地域移行支援等の相談支援の充実及び相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置検討や、グループホーム等居住の場や在宅サービスの支援者の確保に努めます。また、ニーズを把握するとともに、需要に対する適切なサービスを提供できるよう自立支援協議会を活用し、地域の社会資源の活用や開発等提供体制について協議を行います。

項目	目標	考え方
基準年の入所者数（A)	98 人	令和元（2019）年度末時点の施設入所者数。
目標年度入所者数（B)	96 人	令和５（2023）年度末時点の施設入所者数。
【目標値】 施設入所者削減見込（A-B)	2 人 （2%）	令和５（2023）年度末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者の 1.6%以上削減を目指します。
【目標値】 地域生活移行者数	6 人 （6.1%）	令和３（2021）年度から令和５（2023）年度末までの３年間に、令和元（2019）年度末時点の施設入所者の 6.0%以上が地域生活へ移行することを目指します。

国基本指針の定める目標値

- 令和５（2023）年度末における施設入所者数を、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上削減することを基本とする。
- 令和５（2023）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活に移行することを基本とする。

2 精神障がいのある人の地域移行
（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築）

本計画での目標

精神科病院からの退院後、精神障がいのある人（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、自立支援協議会において、家族が抱える問題や地域での課題を共有化し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されるような体制を検討します。また、真庭保健所が実施する協議の場や、障がい保健福祉圏域の協議会と連携を図ります。

項目	目標	考え方
【目標値】 保健、医療及び福祉等関係者による協議の場の開催回数	2 回／年	精神障がいのある人が地域において生活できるよう、自立支援協議会及び個別支援会議で、地域での課題を共有化し、効果的な地域移行支援体制の構築を目指します。
【目標値】 保健、医療及び福祉等関係者による協議の場への関係者の参加者数	20 人／年	
【目標値】 保健、医療及び福祉等関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回／年	

国基本指針の定める目標値

- 第５期障がい福祉計画では、令和２（2020）年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置することを基本とした。
- 精神病床退院後１年以内の地域における生活日数、精神病床における１年以上の長期入院患者の数、精神病床における早期退院率に関する数値目標を設定することとする。（都道府県により目標設定）

3 緊急時等における受入れ体制の確保（地域生活支援拠点等の整備と機能の充実）

本計画での目標

障がいのある人の高齢化・重症化や親亡き後を見据えつつ、一人暮らしやグループホーム等の入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイの緊急時の受入体制の確保、相談体制等の支援を地域の事業者が機能を分担して行う体制整備（面的整備）について、運営開始ができるよう自立支援協議会を通じて市内事業者と調整を進めます。また、好事例を紹介する研修会などを開催し、具体的な利用調整や給付費の確認を行っていきます。

項目	目標	考え方
【目標値】 令和５年度末における地域生活支援拠点設置箇所数	機能の構築 １カ所	地域の実情を考慮したうえで、自立支援協議会、関係機関と協議し面的整備に向けて具体的な検討をします。整備後は、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行います。
	面的整備	

国基本指針の定める目標値

- 地域生活支援拠点等については、令和５（2023）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

4 一般就労への移行等（福祉施設から一般就労への移行）

本計画での目標

一般就労を目指す障がいのある人に効果的な支援の提供ができるよう、市民や企業等へ普及啓発の取組をします。障がいのある人が能力と個性を発揮できるよう労働関係機関と連携の下、就業面及び生活面の支援体制の整備等、就労に対する基盤の充実を図ります。農福連携等働く場の創出や、就労の支援や就労後のフォローのためのジョブコーチ※を育成します。

■一般就労移行者数

項目	目標	考え方
基準年の一般就労移行者数	5 人	令和元（2019）年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	7 人	令和 5（2023）年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数。令和元（2019)年度実績の 1.27 倍以上を目指します。

■就労移行支援事業

項目	目標	考え方
基準年の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数	0 人	令和元（2019）年度の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数のうち就労移行支援利用者数	1 人	令和 5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の 1.30 倍以上を目指します。
基準年の一般就労移行者数のうち就労継続支援Ａ型利用者数	1 人	令和元（2019）年度末の一般就労移行者数のうち就労継続支援Ａ型利用者数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数のうち就労継続支援Ａ型利用者数	2 人	令和 5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の 1.26 倍以上を目指します。
基準年度の一般就労移行者数のうち就労継続支援Ｂ型利用者数	4 人	令和元（2019）年度末の一般就労移行者数のうち就労継続支援Ｂ型利用者数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数のうち就労継続支援Ｂ型利用者数	5 人	令和 5（2023）年度に令和元年度（2019）年度実績の 1.23 倍以上を目指します。

■就労定着支援

項目	目標	考え方
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	7 割	令和 5 年度（2023 年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を 7 割と設定します。

項目	目標	考え方
【目標値】 就労定着支援事業の就労定着率	7 割	令和 5（2023）年度における就労定着支援による就労定着率については、職場定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上と設定します。

国基本指針の定める目標値

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和 5（2023）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。
  具体的には、就労移行支援事業については、令和 5（2023 年）年中に令和元（2019）年度実績の 1.3 倍以上、就労継続支援 A 型事業については 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については、1.23 倍以上を目指すこととする。
- 障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数を踏まえた上で、令和 5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

5 相談支援体制の充実・強化等

本計画での目標

障がいのある人のくらしを豊かにしていくためには、障がいのある人や家族が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。そのため、総合的・専門的な相談支援体制の充実や中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置検討、児童発達支援センターの設置検討、発達支援コーディネーターの活動の充実、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置、ペアレントメンター※等の育成など、地域の相談支援体制の充実に取り組みます。

項目	目標	考え方
【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化を実施する体制の確保	確保	障がい福祉の市内の中核的な役割を担う、基幹相談支援センター設置を目指します。また、センターにおけるペアレントメンター等の育成を通じて地域で気軽に相談できるネットワークを強化します。
【目標値】 地域の相談事業者の人材育成のための支援	2 回／年	必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援の資質の向上のための研修会を実施し人材育成を支援します。
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3 回／年	個別支援会議による困難ケースへの対応や、自立支援協議会を活用した地域の相談支援の連携強化を進めます。

国基本指針の定める目標値

- 令和 5（2023）年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

6 障害福祉サービス等の質の向上

（障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築）

本計画での目標

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中で様々な障害福祉サービス等を提供していくためには、質の高いサービスの提供体制の確保と併せて人材確保が必要になります。そのため、自立支援協議会を活用した研修会を実施し、市職員を含む人材育成による質の向上と適正な運営による経営的な質の向上を目指します。

項目	目標	考え方
【目標値】 障害福祉サービス等の質の向上を図るための各種研修会の活用	6 人/年	提供するサービスの質の向上のため、専門性を高める研修会を実施や県が実施する研修への積極的な参加を図ります。

項目	目標	考え方
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システム等による分析活用して事業所や関係自治体とのネットワーク体制の構築	１回／年	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や県指導監査結果を事業所等と共有することにより運営面の質の向上を図ります。

国基本指針の定める目標値

◈ 令和５（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

7 発達障がい児・医療的ケア児等の支援体制の確保（障がい児支援の提供体制の整備等）

本計画での目標

保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業について周知を図るなど、引き続き支援の提供体制の整備に努めます。子どもの発達に必要な支援として、中核的な拠点として児童発達支援センターの設置に向けて取り組みます。また、発達支援コーディネーターを配置し専門的なアドバイスが受けられる体制を確保します。医療的ケアが必要な子どもの支援として、必要な情報提供や相談対応、医療機関やサービスの調整などを担う医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

項目	目標	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	設置	市内に支援の中核となる拠点を設置します。
【目標値】 保育所等訪問支援の利用ができる体制の確保	充実	市内に事業所が開設されており、サービスの充実が図られるよう働きかけていきます。また、児童発達支援センターの設置を目指しており、設置後はそれぞれの強みを活かした相乗効果による障がいのある子どもの支援の充実に取り組みます。

項目	目標	考え方
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	充実	市内に事業所が開設されており、サービスの充実が図られるよう働きかけていきます。また、児童発達支援センターの設置を目指しており、設置後はそれぞれの強みを活かした相乗効果による障がいのある子どもの支援の充実に取り組みます。
【目標値】 保育、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議会の場	充実	医療的ケアが必要な子ども等の支援のため、自立支援協議会で様々な場面、環境における受入の実現、体制の整備について現状把握や課題を検討し、関係機関の連携を図ります。
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	令和５（2023）年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。検討の際には、設置を目標としている基幹相談支援センターの役割と整合性を図ります。

国基本指針の定める目標値

- 令和５（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。
- 令和５（2023）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和５（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。
- 令和５（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

第６節　障がい福祉サービスの見込値

（１）訪問系サービスの見込値

■訪問系サービスの内容

居宅介護	障がいのある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	移動が困難な視覚障がいのある人等に対して、外出時において同行し、移動の援護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	障がい支援区分６（児童については区分６相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

■訪問系サービスの見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
居宅介護	実利用者（人/月）	40	42	44
	利用時間（時間/月）	264.0	279.0	292.0
重度訪問介護	実利用者（人/月）	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0.0	0.0	0.0
同行援護	実利用者（人/月）	5	5	5
	利用時間（時間/月）	39.0	39.0	39.0
行動援護	実利用者（人/月）	1	1	1
	利用時間（時間/月）	8.0	8.0	8.0
重度障がい者等包括支援	実利用者（人/月）	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0.0	0.0	0.0

（２）日中活動系サービスの見込値

■日中活動系サービスの内容

生活介護	常時介護が必要であり、障がい支援区分３以上である人、または年齢 50 歳以上で障がい支援区分２以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動等日中活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （Ａ型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （Ｂ型）	企業等や就労継続支援Ａ型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援Ａ型の雇用に結びつかなかった人、50 歳に達している人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障がい支援区分６で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、または障がい支援区分５以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする場合、障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■日中活動系サービスの見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
生活介護	実利用者（人/月）	159	161	163
	利用時間（人日/月）	3,260	3,301	3,342
自立訓練（機能訓練）	実利用者（人/月）	2	2	2
	利用時間（人日/月）	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	実利用者（人/月）	10	10	10
	利用時間（人日/月）	188	188	188
就労移行支援	実利用者（人/月）	3	3	3
	利用時間（人日/月）	30	30	30
就労継続支援（Ａ型）	実利用者（人/月）	17	16	15
	利用時間（人日/月）	342	322	302
就労継続支援（Ｂ型）	実利用者（人/月）	140	143	146
	利用時間（人日/月）	2,408	2,460	2,512
就労定着支援	実利用者（人/月）	1	1	1
療養介護	実利用者（人/月）	15	15	15
短期入所（福祉型）	実利用者（人/月）	11	11	11
	利用時間（人日/月）	62	62	62
短期入所（医療型）	実利用者（人/月）	3	4	5
	利用時間（人日/月）	24	32	39

（３）居住系サービスの見込値

■居住系サービスの内容

自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人または生活介護の利用者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■居住系サービスの見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
自立生活援助	実利用者（人/月）	1	1	1
共同生活援助	実利用者（人/月）	86	87	88
施設入所支援	実利用者（人/月）	98	97	96

（４）相談支援の見込値

■相談支援の内容

計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人が、サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメント※によりサービス利用計画を作成します。
地域移行支援	施設入所中の障がいのある人及び入院中の精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。
地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応をします。

■相談支援の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
計画相談支援	実利用者（人/月）	74	74	74
地域移行支援	実利用者（人/月）	1	1	1
地域定着支援	実利用者（人/月）	1	1	1

第７節　地域生活支援事業の見込値

（１）地域生活支援事業の内容

■地域生活支援事業の内容

事業名	内容
理解促進研修･啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が行うピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
障害者相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング※等を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割として、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人等の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な方について、家主等との入居契約や関係機関との調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人が、成年後見制度の申立てをする場合に必要な経費の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象に、手話奉仕員、要約筆記者を派遣する事業を通じて、円滑化な意思疎通を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する取り組みを行います。

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	簡単な日常会話等の手話技術の習得を目指し、養成講座を実施します。
移動支援事業	外出時に支援が必要と認めた障がいのある人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進していきます。
地域活動支援センター事業	各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動等の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。
福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者（児）の日中の活動の場を確保し、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。
訪問入浴支援事業	地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供し、障がいのある人の清潔保持、心身機能の維持を図ります。
レクリエーション活動支援	障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進する事を目的とします。
自動車運転免許取得支援、自動車改造支援	自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加を促進していきます。

（２）地域生活支援事業の見込値

■理解促進研修・啓発事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■自発的活動支援事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

■相談支援事業等の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	8	9	10
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

■意思疎通支援事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	110	130	130
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1

■日常生活用具給付等事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
日常生活用具給付等事業	件/年	1,331	1,335	1,340

■手話奉仕員※養成研修事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	15	15

■移動支援事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
移動支援事業	人/月	5	5	6
	時間/月	30	30	35

■地域活動支援センター事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
地域活動支援センター事業	箇所	0	1	1
	人/月	0	15	15

■福祉ホーム事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2
	人/月	8	8	8

■日中一時支援事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
日中一時支援事業	人/月	16	16	17
	人日/月	105	105	110

■訪問入浴支援事業の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
訪問入浴支援事業	人/月	3	3	3
	人日/月	8	8	8

■レクリエーション活動支援の見込値

項目	単位	令和３年度 （2021 年度）	令和４年度 （2022 年度）	令和５年度 （2023 年度）
レクリエーション活動支援の実施	実施の有無	有	有	有

■社会参加促進事業の見込値

項目	単位	令和３年度 （2021 年度）	令和４年度 （2022 年度）	令和５年度 （2023 年度）
自動車運転免許取得支援自動車改造支援	人/年	6	6	6

第８節　児童福祉法に基づくサービスの見込値

（１）障がい児通所支援等の内容

■障がい児通所支援等の内容

児童発達支援	未就学の障がい児に対し、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。市内には該当施設はありませんが、今後取り組みについて検討します。
放課後等デイサービス	学校の授業の終了後または学校休業日に施設に通い、生活能力向上のための訓練及び社会交流の促進を支援します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し、他の児童との集団生活適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対して、利用計画を作成します。

（２）障がい児通所支援等の見込値

■障がい児通所支援等の見込値

項目	単位	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）
児童発達支援	実利用者（人/月）	4	23	25
	利用時間（人日/月）	30	217	232
医療型児童発達支援	実利用者（人/月）	1	1	1
	利用時間（人日/月）	1	1	1
放課後等デイサービス	実利用者（人/月）	51	55	59
	利用時間（人日/月）	561	605	649
保育所等訪問支援	実利用者（人/月）	1	1	1
	利用時間（人日/月）	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	実利用者（人/月）	1	1	1
	利用時間（人日/月）	2	2	2
障がい児相談支援	実利用者（人/月）	18	20	23

第９節　サービス提供体制に関する考え方

（１）訪問系サービスの見込値の確保

令和２年 12 月現在、サービス提供事業所が市内に２か所あり、需要に対してヘルパーが不足している状況です。障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）を利用できるようヘルパーや実施事業者の確保に努めます。

（２）日中活動系サービスの見込値の確保

地域での生活を進めていくうえで、日中活動の場が必要となります。障がいのある人一人一人のニーズに応じ、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所）が利用できるように努めます。

また、就労と生活の両面を見据えた支援により、就労継続を図るため就労移行支援及び就労定着支援のサービスを実施する事業所の確保に努め、地域の関係機関や団体と連携しながら、一般就労に向けた支援とその後の定着に向けたジョブコーチ等の支援に取り組むとともに、企業における障がいのある人の就労にも配慮した職場環境づくりについて働きかけていきます。福祉施設等における物品について販売支援や受注機会の拡大に取り組み、福祉的就労※に携わっている人の工賃の確保にも留意していきます。

また、短期入所に関しては、今後も身近な地域で利用できるサービス提供体制の整備に努めるよう働きかけます。

（３）居住系サービスの見込値の確保

地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の支援体制の確保に努め、入所等から地域生活への移行を進めます。

さらに、体制の整備による地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

（４）地域生活支援事業の見込値の確保

必要なサービスが適正に利用できるよう、質・量の向上に努めるとともに、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を広く対象者に提供していきます。

（５）相談支援体制の確保

障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関その他関係機関との連携が必要です。

地域における相談支援の中核機能である基幹相談支援センターの構築、及び相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員確保に努めます。

また、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、地域で生活している障がいのある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保に努めます。

（６）児童福祉法に基づくサービスの見込値の確保

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢に応じた重層的な支援が身近な地域で支援が受けられるよう、サービス事業者にサービス提供体制の充実を働きかけるとともに、地域における中核的な拠点として児童発達支援センターの設置に取り組みます。

また、重症心身障がい児や医療的ケアを要する子どもへの円滑な支援を図れるよう、自立支援協議会を活用し関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

第４章　計画の推進と評価

第１節　計画の点検・管理体制

計画の円滑な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、はじめに現状分析と評価（Check）を行い、現行施策の見直し改善（Action）を図り、目標を定め具体的な事業を立案（Plan）し、実践（Do）する、「ＣＡＰＤサイクル」体制により、有効性・効率性の高い施策実施を目指します。

計画の達成状況の点検及び評価等の進行管理にあたっては、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「真庭地域自立支援協議会」を活用し、計画を点検及び評価する役割を担います。

■ＣＡＰＤサイクルのプロセスのイメージ

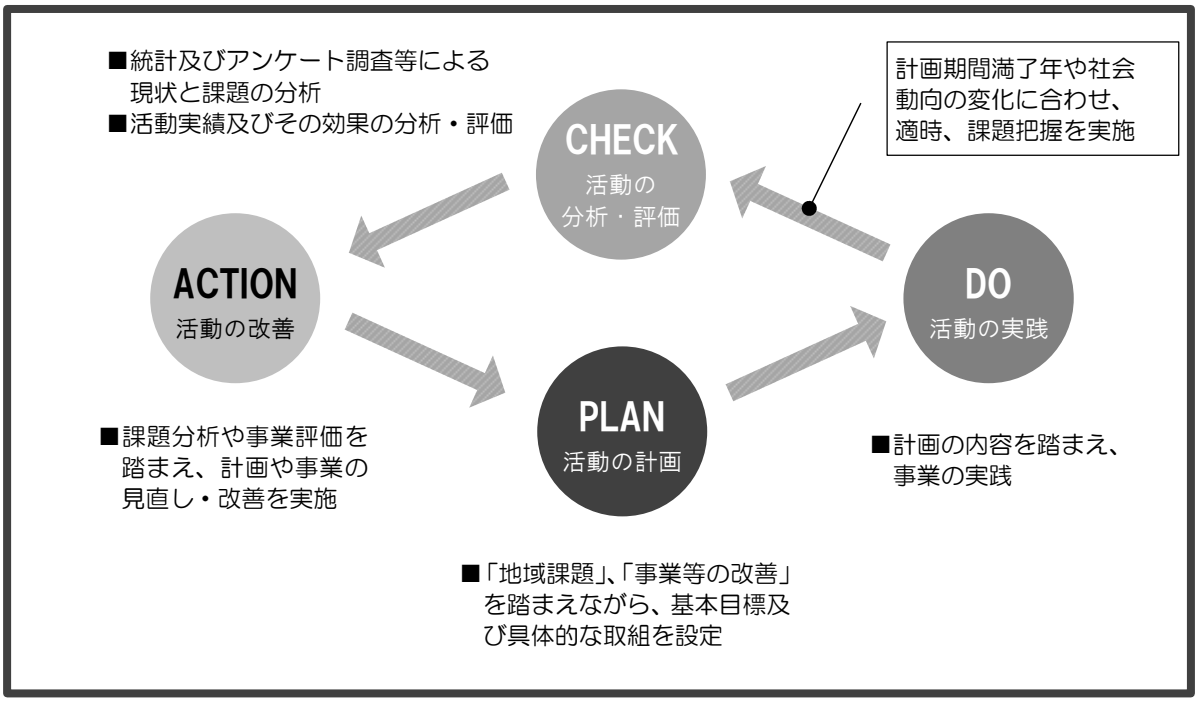

第２節　協働※による計画の推進

計画の実施にあたり、行政、市民、地域、当事者団体、社会福祉協議会、民間団体、企業等が相互に連携し、その役割を認識し、協働で推進していきます。

（１）行政の役割

市は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくうえで最も身近な行政主体として重要な役割を担っています。そのため、障がいのある人のニーズの把握に努めるとともに、国・県等と連携しながら、地域の実情にあったきめ細かな施策を全庁的な調整を図りながら計画的に進めます。

（２）市民等の役割

障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できるよう、地域や家庭、学校等において障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域で協力し合い、支え合える地域づくりを進めます。

障がい者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため自主的な活動を展開していきます。

障がい福祉サービス等の提供事業者は、福祉サービスに関する情報提供に努めるとともに、障がいのある人の状況や意向を尊重した公正で適切なサービス提供に努めます。

企業においては、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに努めます。

第５章　資料編

制度改正の動向

（１）障がいのある人に関する法制度改正等の動向

■これまでの障がいのある人に関する法制度改正等の動向

年	法制度改正等の動向
平成 15(2003)年	○「障害者基本計画」及び「重点施策実施５か年計画」策定
平成 16(2004)年	○「障害者基本法」改正 ○精神保健医療福祉の改革ビジョン
平成 17(2005)年	○「発達障害支援法」施行
平成 18(2006)年	○「障害者自立支援法」施行 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」公布
平成 19(2007)年	○「学校教育法」改正 ○「重点施策実施５か年計画（後期）」策定 ○「障害者権利条約」署名（未批准）
平成 20(2008)年	○「児童福祉法」改正
平成 21(2009)年	○「障害者雇用促進法」改正
平成 22(2010)年	○「整備法」成立
平成 23(2011)年	○「障害者虐待防止法」成立 ○「改正障害者基本法」成立
平成 24(2012)年	○「障害者総合支援法」制定 ○「障害者虐待防止法」施行
平成 25(2013)年	○「障害者優先調達推進法」施行 ○「障害者総合支援法」一部施行 ○「障害者差別解消法」制定 ○改正「障害者雇用促進法」制定 ○「公職選挙法」一部改正施行 ○第３次「障害者基本計画」策定
平成 26(2014)年	○「障害者権利条約」批准 ○「難病の患者に対する医療等に関する法律」成立 ○改正「精神障害者保健福祉法」施行 ○「障害者総合支援法」全面施行
平成 27(2015)年	○「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大

平成 28(2016)年	○「障害者総合支援法及び児童福祉法改正案」閣議決定 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「障害者差別解消法」施行 ○「発達障害者支援法」改正 ○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
平成 30(2018)年	○改正「児童福祉法」一部施行 ○改正「障害者総合支援法」一部施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「障害者文化芸術推進法」施行
令和元（2019）年	○改正「障害者雇用促進法」施行
令和２（2020）年	○改正「障害者雇用促進法」施行

（２）本計画策定にあたっての主なポイント

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

１．障がい者の望む地域生活の支援
　（１）自立生活援助の創立
　（２）就労定着支援の創立
　（３）重度訪問介護の訪問先の拡大
　（４）高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

２．障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
　（１）居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
　（２）保育所等訪問支援の支援対象の拡大
　（３）医療的ケアを要する障がい児に対する支援
　（４）障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）

３．サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
　（１）補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
　（２）障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設

■第６期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

１．基本指針見直しの主なポイント
　①地域における生活の維持及び継続の推進
　②福祉施設から一般就労への移行
　③「地域共生社会」の実現に向けた取組
　④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
　⑤発達障がい者等支援の一層の充実
　⑥障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
　⑦相談支援体制の充実・強化等
　⑧障がい者の社会参加を支える取組
　⑨障害福祉サービス等の質の向上
　⑩障がい福祉人材の確保
２．成果目標（計画期間が終了する令和５（2023）年度末の目標）
　①施設入所者の地域生活への移行
　②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
　③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
　④福祉施設から一般就労への移行等
　⑤障がい児支援の提供体制の整備等

⑥相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
⑦障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

用語解説

Ａ～Ｚ

■ＩＣＴ　アイ・シー・ティー（Information and Communication Technology）

情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利なコミュニケーションの技術を示した言葉。

■ＮＰＯ　エヌ・ピー・オー（Non Profit Organization）

ＮＰＯ法（特定非営利活動促進法）に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体。特定非営利活動法人のことであり、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

■ＯＴ（作業療法士）　オー・ティー（Occupational Therapist）

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに、身体または精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる等の作業療法を行う人を指す。

■ＰＴ（理学療法士）　ピー・ティー（Physical Therapist）

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに、身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える等の理学療法を行う人を指す。

■SDGｓ　エス・ディー・ジーズ　（Sustainable Development Goals）

2015 年9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SustainableDevelopment Goals：ＳＤＧｓ）が採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として2030 年を期限とする包括的な17 の目標を設定し、成長・雇用、クリーンエネルギー、循環型社会、温暖化対策、生物多様性の保全、女性の活躍など、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされた。

■ＳＴ（言語聴覚士）　エス・ティー（Speech Therapist）

厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人々に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う人を指す。

ア行

■愛育委員

乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住み良い地域にするため、行政

と協力しながら活動している健康づくりボランティア。

■一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

■医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

カ行

■学習障がい（ＬＤ：Learning Disabilities）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。

■虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為を指す。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

■共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

■協働

複数の主体が、対等な立場で何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

■ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプラン（計画）を作成し、適切なサービスを行うこと。

■高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって様々な神経心理学的症状が現れ、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいで、脳の損傷部位によって特徴が出る。

■合理的配慮

障害者権利条約及び障害者基本計画で定義された言葉。障がいのある人が他の人と平等に基本的人権を享受できるよう、周囲の人々が一人ひとりの障がいの特性を考えて、障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を、過度な負担がかからない範囲で行うこと。

■告知放送

行政情報などを、行政情報告知端末を通じて「音声」で発信するサービス。

■コーディネーター

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整を行う。

■コーディネート

相談に応じ、多様な福祉サービスを的確に利用するために、個別の要望に合わせたサービスの調整をしたり、そのために必要な関係機関を紹介すること。

サ行

■自閉症

言葉の発達の遅れ、対人関係・社会性の障がい、パターン化した行動・こだわりなど、３つの特徴をもつ障がい。

■手話通訳者

聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人のコミュニケーションを、手話を用いて通訳を行う人。一定の技術が必要であり、手話通訳全国統一試験等を合格した人。

■手話奉仕員

手話奉仕員養成講座を修了した人。自分の話す簡単な会話を手話で表すことができる人。

■障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域に、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

■自閉スペクトラム症（ＡＳＤ：Autism Spectrum Disorder）

これまで、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群などの名称で呼ばれていたが、自閉スペクトラム症としてまとめて表現するようになった。自閉スペクトラム症は多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害が原因と考えられている。

■情緒障がい

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態を指す。

■ジョブコーチ

障がいのある人の就労を援助するため、仕事の手順を覚えるための支援を行ったり、その後も定期的に職場訪問して職業生活について相談、アドバイス等を行う援助者のこと。

■自立支援医療

心身の障がいを除去・低減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。育成医療・更生医療・精神通院医療で構成されており、育成医療・更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。

■シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。

■人権擁護委員

法務大臣により委嘱され、基本的人権が侵犯されることのないように監視し、侵犯された場合には、その救済のために速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及及び高揚に努める人を指す。

■身体障がい者相談員

身体障がいのある人の福祉の増進を図るため、身体障がいのある人からの相談に応じたり、身体障がいのある人の更生のために必要な援助を行う人を指す。

■身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。障がいの程度別に重度の側から１級から６級の等級が定められている。

■身体障がい者補助犬

補助犬とは、「視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする盲導犬」、「肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする介助犬」、「聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する聴導犬」をいう。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度別に重度の側から１級～３級の等級が定められている。

■成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が、財産管理や身上監護で不利益を被らないよう家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けて、その人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。

■相談支援ファイル「はぐくみ」

支援が必要な子どもについて、関係機関が正確に情報を取得し、切れ目のない適切な支援

やサービスを受けることができるよう、保健、福祉、医療の利用状況や発達面に関する診断・検査の記録を記入しておくノート。

タ行

■地域包括ケアシステム

令和７年（2025 年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域で包括的な支援・サービスが提供できる体制のこと。高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て分野への仕組みの拡大が求められている。

■知的障がい者相談員

知的障がいのある人の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人またはその保護者の相談に応じたり、知的障がいのある人の更生のために必要な援助を行う人を指す。

■注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ：Attention Deficit Hyperactivity Disorder）

年齢あるいは発達に伴わない注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい。社会的な活動や学業の機能の支障をきたすものなどの脳機能の障がいで症状が通常低年齢において発現するものとされる。

■通級指導教室

通常の学級に在籍する比較的障がいの程度が軽い児童・生徒が、通常の学級に在籍しながらその子の障がい特性に合った特別な指導を行うための教室。

■特定疾患

難病の中でも積極的に研究を推進する必要のある疾患について、厚生労働省が指定し、調査研究を行っている疾患のこと。

■特別支援学級

小・中・高等学校及び中等教育学校に教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために設置された学級。障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行う。

■特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童・生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校のこと。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

ナ行

■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものを指す。

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の十分でない人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

■認知症

記憶障がいから始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

ハ行

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

■パブリックコメント

行政が政策や計画などを立案するに当たり、計画等について公表し市民に意見等の提出を求めるなど、市民からの意見をくみ取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度。

■バリアフリー

「バリア（障壁）」を「フリー（除く）」であり、障壁となるもの取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いだけでなく、人々の理解や配慮（心のバリアフリー）などの広い意味で用いられている。

■ピアカウンセリング

医療・心理・福祉などの専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安などを共有する仲間（ピア）の間で、相互的に心理的サポートをし合うこと。

■ピアサポート

ピアカウンセリングが相談を主軸としたサポートであることに対し、ピアサポートは仲間が相互に支え合い課題解決を行う活動。

■避難行動要支援者

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へと避難するなどの適切な行動をとることが困難な人（寝たきりの高齢者や障がいのある人、妊婦、乳幼児など）を指す。

■福祉委員

地区社協、自治会、民生委員・児童委員※、地域ボランティアとともに、住みやすい福祉のまちづくりを進めるため、身近な地域の見守りや声かけ、支え合い、助け合いの活動を行っている。

■福祉移送サービス

日常の外出において他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、外出を支援するサービス。

■福祉的就労

障がいなどの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれていた。現在は就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型・Ｂ型）と呼ばれている。

■福祉避難所

災害発生後、高齢者や障がいのある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対し、ケアが行われるほか多目的トイレや手すり、スロープなどの特別な支援や配慮が図られている避難所のこと。真庭市では市内の高齢者施設と障害者支援施設と福祉避難所の協定を結んでいる。

■ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

■法定雇用率

「障害者雇用促進法」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務付けられた障がい者雇用の割合。

■ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

マ行

■民生委員・児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う人。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う人。民生委員がこれを兼ねる。

ヤ行

■ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル（普遍的、全体）」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを指す。

■ユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）

ゆとりのある車内空間や車いす乗降口及びスロープの整備など、高齢者・障がいのある人のほか、妊産婦や子ども連れの人等、様々な人が利用しやすいよう配慮がされたタクシー車両。

■要約筆記者

難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行う人。一定の技術が必要であり、全国統一要約筆記試験に合格した人。

■要約筆記奉仕員

要約筆記奉仕員養成講座を修了した人。難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行う人。

ラ行

■リハビリテーション

障がいのある人の人間としての権利を回復させるために、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。

■療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、

医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

■療育訓練事業（たんぽぽ園）

新しい場や集団になじめない、ことばが遅い、落着きがないなどの子どもたちを対象に、少人数での活動体験を通じて、子どもたちの成長発達を促していく事業。保護者の思いや、子どもの心と体の発達や成長についても個別に相談に応じている。

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（岡山県）は、最重度・重度は「Ａ」、中度・軽度は「Ｂ」となっている。

■レスパイトケア

レスパイトは休息・息抜きを意味し、乳幼児や障がい者（児）、高齢者などの在宅生活を介護・支援をしている家族等が、一時的に介護等から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

ワ行

■ワンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させるように設計されたサービス。